

三重の森林づくり 実施状況報告書

(平成24年度版)

平成25年9月

三 重 県

第1章 トピックス	1
紀伊半島大水害の林野関係被害と対応について.....	2
みえ森と緑の県民税について.....	3
木質バイオマスの利用促進について.....	4
森林整備加速化・林業再生基金の取組状況について.....	5
いなべ市立笠間保育園が林野庁長官賞を受賞について.....	6
県行造林のフォレストック認定について.....	8
袛川周辺における里山の保全について.....	9
森林再生による野生鳥獣の生息環境創出事業の取組について.....	10
林業研究所が進める研究成果の技術移転について.....	11
みえ森林フェスタ2012伊勢二見について.....	12
第2章 実施状況	13
基本方針1：森林の多面的機能の発揮.....	14
1 森林の整備及び保全.....	15
(1) 環境林整備の促進.....	15
(2) 生産林整備の促進.....	15
(3) 県行造林地の適切な管理の推進.....	16
(4) 保安林制度等による森林の保全管理の推進.....	16
(5) 災害に強い森林づくりの推進.....	17
(6) 野生鳥獣との共生の確保.....	17
(7) 森林病虫害対策及び森林災害対策の強化.....	19
2 森林の区分に応じた森林管理の推進.....	19
(1) 市町等と連携した森林管理の推進.....	19
(2) 森林資源データの整備と情報提供.....	19
(3) 森林の公益的機能発揮に向けての研究.....	20
基本方針2 林業の持続的発展.....	21
1 林業及び木材産業等の振興.....	22
(1) 森林施業の集約化の促進.....	22
(2) 原木の低コスト生産体制整備の促進.....	22
(3) 木材の流通・加工・供給体制整備の促進.....	23
(4) 特用林産の振興.....	23
(5) 効率的な木材生産のための研究.....	24
2 担い手の育成及び確保.....	25
(1) 林業の担い手の育成・確保.....	25
(2) 林業経営体、林業事業体の育成・強化.....	26
(3) 山村地域の生活環境の整備.....	26

3 県産材の利用の促進	26
(1) 県産材の新たな販路開拓	27
(2) 県産材利用に関する県民理解の促進	27
(3) 信頼される県産材の供給の促進	27
(4) 木造住宅の建設の促進	27
(5) 公共施設等の木材利用の推進	28
(6) 木質バイオマスの有効利用の推進	29
(7) 新製品・新用途の研究・開発の促進	30
基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興	31
1 森林文化の振興	32
(1) 新たな森林の価値の活用	32
(2) 森林を活かした連携交流の促進	32
(3) 里山の整備及び保全の促進	33
(4) 森林文化の継承	33
2 森林環境教育の振興	33
(1) 森林の役割に関する県民理解の促進	33
(2) 森林とのふれあいの場の提供	34
(3) 森林環境教育の効果的な推進	36
基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進	37
1 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進	38
(1) 森林づくり活動への県民参加の促進	38
(2) 幅広い県民参画の機会の創出	38
(3) 身近な緑化活動の推進	38
2 森林づくりの意識の啓発	39
(1) 三重のもりづくり月間の取組	39
主な施策と予算	41
参考資料1	43
三重の森林づくり条例	44
三重の森林づくり条例基本計画2012	48
三重の森林づくり条例基本計画2012の施策体系	55
用語解説	56
参考資料2	61
三重の森林・林業の現状	62

第1章 トピックス

紀伊半島大水害の林野関係被害と対応について

平成23年9月の紀伊半島大水害(台風12号)は、県の中南部を中心に豪雨が長時間にわたったことから、総雨量が1,500mmを超えた地域もあり、山腹崩壊等の山地災害や林野関係施設の被災など、県内各地に甚大な被害をもたらしました。

このため、県では、治山激甚災害対策特別緊急事業や治山施設災害復旧事業、林

道施設災害復旧事業、自然公園等施設災害復旧事業などを活用して、被災箇所の早期復旧に取り組んできており、平成25年3月末の林野関係復旧工事の完成率は84%となっています。

復旧状況

区分	計画箇所数	完成箇所数	完成率
治山関係	68箇所	60箇所	88%
林道関係	271箇所	227箇所	84%
自然公園関係	2箇所	1箇所	50%
計	341箇所	288箇所	84%



山腹の被災状況(熊野市畑田)



林道阪本神木線の被災状況(御浜町)



山腹の復旧状況(熊野市畑田)



林道阪本神木線の復旧状況(御浜町)

1 森林づくりに関する税の検討経緯

平成23年9月の台風12号によって引き起こされた紀伊半島大水害では、山崩れとともに発生した流木等により、住民の生命・財産を脅かす甚大な被害がもたらされ、改めて、森林の有する公益的機能の重要性や森林整備の必要性が認識されました。

これを契機に県では、平成23年12月に「森林づくりに関する税検討委員会条例」を制定し、平成24年1月に「森林づくりに関する税検討委員会(委員長:松村直人三重大学大学院生物資源学研究科教授)」を設置しました。同委員会は、7月までに5回にわたって議論し、パブリックコメントを経て最終報告書をまとめ、8月には、県独自の森林づくりに関する税の導入が適当である旨を知事に答申しました。

2 みえ森と緑の県民税の導入経緯

検討委員会からの答申を受け、県では、平成24年9月18日に開催された平成24年第2回三重県議会定例会において制度案をお示しました。

これ以降、パブリックコメントや県民向け説明会の開催の他、市町や県議会等に説明し、幅広いご意見をいただきました。

これらのご意見を踏まえ、平成25年三重県議会定例会2月定例会に「みえ森と緑の県民税条例」と「みえ森と緑の県民税基金条例」(以下、「関係条例」という)を提案しました。

関係条例は、平成25年3月26日の三重県議会本会議において可決・成立し、平成26年4月1日から「みえ森と緑の県民税」がスタートすることとなりました。

3 みえ森と緑の県民税の概要

(1)みえ森と緑の県民税の趣旨

この税は、県内における災害の発生状況を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保するために、「災害に強い森林づくり」

と「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進する施策の財源とするものです。

(2)みえ森と緑の県民税の使いみち

山崩れや洪水等災害発生リスクを軽減するような新たな森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策に活用します。

1 災害に強い森林づくり

- ・土砂を流さない森林整備と伐採木の搬出等による流木の発生抑制
- ・堆積した不安定土砂や流木の撤去による森林内の防災施設の機能強化
- ・荒廃した里山や竹林の再生、人家裏や通学路沿いの森林整備、水源林など特に重要な森林の公有林化、海岸林の整備など、地域の実情に応じた身近な森林対策

2 県民全体で森林を支える社会づくり

- ・小中学校等における森林環境教育の実施、県産材を活用した小中学校等への机・イスの配布、森林と触れ合う機会の創出、森林づくり技術者の育成
- ・県産材を活用した木造仮設住宅キットの備蓄、県産材を活用した公共建築物等の木造・木質化、ペレット等木材のエネルギー等利用促進
- ・漂着流木等の回収活動支援や校庭等の緑化

(3)市町交付金制度の創設

市町が地域の実情に応じて、創意工夫して森林づくりの施策を展開するための交付金制度を創設します。

(4)みえ森と緑の県民税のしくみ

課税の方法	県民税均等割に上乗せします。
税額(年額)	個人:1,000円
	法人:2,000円～80,000円 均等割額の10%相当額
税込規模	初年度 8億1千万円 平年度 10億6千万円
導入時期	平成26年4月1日
使途の明確化	「みえ森と緑の県民税基金」を創設し、使途を明確化します。
評価制度	第三者による評価委員会を設置し、税込事業についての意見や提案をいただくとともに、事業結果についての評価検証を行い、結果を県民の皆様にご公表します。
見直し期間	施行後おおむね5年ごとに見直しを行います。

木材利用を進める上で、林内に放置された間伐材や造材時に発生する元はね、梢端部などの未利用木材の利用促進を図ることが大きな課題です。

これらの未利用材を木質バイオマス燃料等として有効利用することは、地球温暖化防止などの環境面だけでなく、新たな雇用創出などによる地域の活性化にもつながります。

これまで県内では熱利用施設が稼働しているものの採算性等の課題から大規模施設の建設は難しい状況となっていました。

このような中、平成24年7月から長期にわたり安定した価格で電気を買取る「再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度」が始まり、県内でも具体的な計画が進められており、間伐材等の未利用木材が発電用燃料として使われる期待が高まっています。

1 木質バイオマス発電への取組

三重エネウッド株式会社は、松阪市において平成26年秋からの木質バイオマス発電施設(木質バイオマス利用量:57,000t/年、送電出力:5,000kw)の稼働に向けた準備を進めています。

2 木質バイオマスの安定供給に向けた新たな動き

間伐材などの未利用木材の安定供給体制を構築し、木質バイオマスの有効利用を推進するため、平成25年2月に関係者による「三重県木質バイオマスエネルギー利用

推進協議会」が設立されました。この協議会では、燃料用チップの水分基準などの品質・規格の統一等の課題について協議することとしています。

県は、この協議会や間伐材などの供給に向けた普及・指導を行う「木質バイオマス推進員」の活動や搬出用機械の導入などについて支援し、木質バイオマスの安定供給に向けた取組を進めています。

3 中部電力碧南発電所での混焼利用

県と中部電力株式会社は、県産材の利用を推進するために、碧南火力発電所で石炭と県産木質チップの混焼発電を検討しました。

これまでに実機による燃焼試験を実施し検討を重ねてきましたが、混焼率(石炭との混合割合)が高くなると木質チップの破碎性が低下するなどの課題が判明し、その解決が難しいことから、碧南火力発電所での混焼発電の検討を終了しました。



三重県木質バイオマス利用推進協議会



木質バイオマス熱利用施設(松阪市)

森林整備加速化・林業再生基金事業の取組状況について

平成24年度の事業量

事業区分	事業量
間伐	339ha
林内路網整備	24,386m
森林境界明確化	1,105ha
高性能林業機械	7台
木材加工流通整備	10施設
間伐材等流通コスト支援	464m ³

森林整備加速化・林業再生基金事業は、間伐材の搬出量増大と安定供給体制の構築をめざし、路網の整備、高性能林業機械の導入等により、搬出間伐を促進するとともに、間伐材を利用する木材加工、木質バイオマス利用施設等の整備を進めています。

平成24年度においては、間伐339ha、林内路網24,386m、森林境界の明確化1,105ha、高性能機械7台、木材加工流通施設10施設を整備しました。

平成24年度は、新たに経済対策として基金28億7千万円を積み立て、平成25年度に木質バイオマスエネルギー導入施設、公共施設等における地域材利用促進等に取り組んでいます。

基金事業の実施にあたっては、地域ごとに推進協議会を設けることにより、地域の実情に応じた取組を推進しています。



森林作業道(熊野市)



フォワーダー(松阪市)

1 はじめに

いなべ市は、平成24年3月に「いなべ市公共建築物等木材利用方針」を定め、市内に整備する公共建築物に率先して木材を利用することにより、環境や人に配慮した安らぎと潤いのある施設づくりを進めています。

笠間保育園は、木材が調湿性に優れ、断熱性も高く、リラックス効果があるなど、人にやさしい素材であることから新たに木造建築としました。

また、農林水産省が後援し、木材利用推進中央協議会の主催で行われている「平成25年度木材利用優良施設コンクール」において、林野庁長官賞を受賞しました。

2 設計コンセプト

「子ども達が触れるものには木のぬくもり

を」を設計コンセプトのひとつとし、柱や梁が室内からよく見えるように工夫を行っています。特に屋根架構は、各部屋の大きさに合わせた格子梁構造となっており、リズムカルに梁を見せることで、木材の魅力を最大限に引き出しています。

内装では、床材に無垢のスギを圧縮して表面硬度を高めた厚密フローリングを採用するなど、床・壁・天井の全てに木材を使用し、木に包まれた保育空間を実現しています。

また、人と建物が一体となれる「ひとつ屋根の下」のような施設を目指して計画しました。

全体は中庭を囲んだ口の字型をしており、一続きの屋根の下に保育室を配置した、シンプルで子ども達を見守りやすい施設となっています。

木に包まれた保育室は、大きさや開口



笠間保育園の中庭

位置、色彩に様々な変化をもたせた「木漏れ日のハイサイドライト」から柔らかな光を取り込み、内部に豊かな表情を生み出しています。



笠間保育園の保育室

3 木材の仕様

建物の柱、梁など構造材は県産材のスギ集成材を使用しています。

その他の内装材や家具についても、県産材を使用し、「三重の木」や「あかね材」を積極的に利用しています。

4 施設の概要

(1)構造	木造1階建
(2)建築面積	
保育園棟	1,683m ²
子育て支援棟	245m ²
(3)木材使用量	402m ³
うち県産材使用量	355m ³
(4)事業費	483,359千円
(5)補助事業	森林・林業・木材産業づくり交付金



笠間保育園の廊下

1 県行造林の概要

県行造林は、地域林業の振興、森林の公益的機能の維持増進、県や市町等の基本財産の造成を目的として、県が土地所有者(市町、財産区等)と地上権設定契約を締結したうえで、植林、保育管理、伐採を行い、その収益を土地所有者と分収するものです。

明治39年に模範林を設定して以来100年を超える歴史があり、現在は県内14市町において34ヶ所(3,490ha)に設定しています。

2 県行造林の課題

県行造林の経営は、昭和40年代後半までは高い木材価格に支えられ、県財政に寄与するなど、順調に推移してきました。

しかし、近年は木材価格の低迷から森林経営の長伐期化を図り、主伐を控えたため、森林整備の一環として行う搬出間伐が唯一の収入となっていました。

3 フォレストック認定制度の導入

このような状況の中、県行造林が吸収する温室効果ガスの吸収量を販売する「フォレストック認定」の取得を進め、平成24年11月1日に認定されました。認定された県行造林の吸収量は企業等に販売されることになり、その収入を管理巡視や間伐などの森林整備に活用することができます。

(1) 認定取得日

平成24年11月1日(都道府県では初めての取得となります。)

(2) 認定期間

平成24年11月1日～平成29年10月31日(5年間)

(3) 認定面積及び年間CO₂吸収量

- ・認定面積 1,056.83ha
- ・吸収量 7,402t-CO₂/年

当認定の取得により、県が販売できる温

室効果ガスの吸収量が数字化されただけでなく、県行造林が、水源かん養などの公益的機能が高いことや生物の多様性が保全されていることが証明されました。

今後は、県の森林のCO₂クレジットとして販売していくなかで、県内外の企業に三重県の魅力をアピールしていくこともできると考えています。

認定された県行造林

市町	県行造林
津市	長野、竹原、伊勢路、太郎生県行造林
大紀町	七保、滝原、大内山、柏崎県行造林
紀北町	赤羽県行造林
尾鷲市	尾鷲、南輪内県行造林



太郎生県行造林(津市)

フォレストック認定制度とは

一般社団法人フォレストック協会が、適切かつ持続的な森林管理が実施され、生物多様性保全が図られている森林のCO₂吸収量を認証する制度で、適正に管理された森林が吸収するCO₂をクレジットとして発行し、企業等に販売します。

企業は、購入したクレジットを、「CSR」「ソーシャルマーケティング」「カーボン・オフセット(炭素相殺)」等に活用することができます。

祓川は、多気町地内で櫛田川から分岐し、松阪市、多気町、明和町を流れ、伊勢湾に注ぐ全長約14kmの1級河川であり、護岸工事がほとんど実施されずに堤防のほとんどが自然状態であるために、その上に河畔林が発達し、河川と一体となった里山として多様な自然環境が存在しています。

祓川は奈良時代より都から齋宮に入った齋王の禊ぎの河川として歴史的価値が伝えられてきました。

一方、祓川と周辺の里山は流域に暮らす地域住民の生活の場という側面があり、高度経済成長の時代には生活排水の流れる場所となり、ゴミの捨て場所となっていました。

このため、平成8年頃から、流域内の自治会等が河川の清掃に取り組んだり、里山にサクラを植栽したり、生活の場として、河川と一体となった里山の環境整備に乗り出すとともに、重要性を将来を担うこどもたちに伝えるために、地域住民が主体的に、地元小学校と協働した総合学習、自然観察会、調査、意見交換会、シンポジウムを実施しています。

こうした、地域住民の環境保全活動をサポートし、地域住民と行政が、自然と共生するふるさとの祓川の実現をめざして、平成16年に「祓川環境保全協働ビジョン」を作成しました。

地域住民が、生物の多様性を維持しながら、地域の生活や歴史・文化を支えてきた河川と一体となった里山の貴重な自然環境を守り、身近な自然とのふれあいの場、活動の場として再生・活用するため、保全活動に取り組まれています。

平成20年5月に三重県自然環境保全地域に指定され、外来種を防除することで、祓川の生態系の維持又は回復を図るために、祓川生態系維持回復事業計画を平成25年3月に策定しました。

生態系維持回復事業計画の概要

- 1 生態系維持回復事業計画の計画期間
平成25年3月12日～平成30年3月31日
- 2 生態系維持回復事業の内容
 - ・ 祓川自然環境保全地域野生動植物保護地区の保護すべき野生動物の生息状況並びに外来種の生息状況を把握するための調査を行い、その動向を定期的に監視(モニタリング)する。
 - ・ タナゴ類、淡水二枚貝類の減少要因として生息環境の悪化も考えられることから、水質や底質等の生息環境状況を定期的にモニタリング調査し、その状況を踏まえ、効果的な生息環境の改善手法について検討を行う。
 - ・ 外来種等による被害状況や本事業による実施状況等を公開するとともに、インターネットやパンフレット等を活用しながら地域住民等に普及啓発を進め、本事業への理解と協力を働きかける。
- 3 生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項
 - ・ 本事業を実施していくため、事業の実績、モニタリング等で検証を行い、本事業計画の見直しを行うこととする。
 - ・ 地域住民、関係団体、関係行政機関等と本事業に係る情報を共有し、連絡調整を図るとともに、連携・協力して必要な事業を実施していくものとする。



祓川における河畔林の様子

1 事業の背景

本県におけるシカ・サル・イノシシ等の野生鳥獣による農林業被害は、農山村における過疎化・高齢化等を背景に増加しており、中山間地域を中心に極めて深刻な問題となっています。

このような中、野生鳥獣による「農林業被害の軽減」を図るとともに、「棲み分けによる人と野生鳥獣の共存」を目指すため、平成24年度に森林再生による野生鳥獣の生息環境創出事業を創設しました。

この事業では、かつて野生鳥獣の住処（すみか）であった森林環境を再生し、野生鳥獣の生息しやすい環境を創出するとともに、集落周辺の里山などにおいては、荒廃した森林を整備することにより、野生鳥獣の隠れ場所の解消を進め、獣害が発生している地域での出没機会の減少を図ることを目的としています。

2 事業の概要

(1) 森林再生整備

野生鳥獣が生息できなくなっている森林において、更新伐等の森林施業を行うことで、草本類の繁茂、実のなる樹木の進入を促し、野生鳥獣の生息地として再生するための森林整備を支援します。（森林奥地への誘導）

(2) 里山再生整備

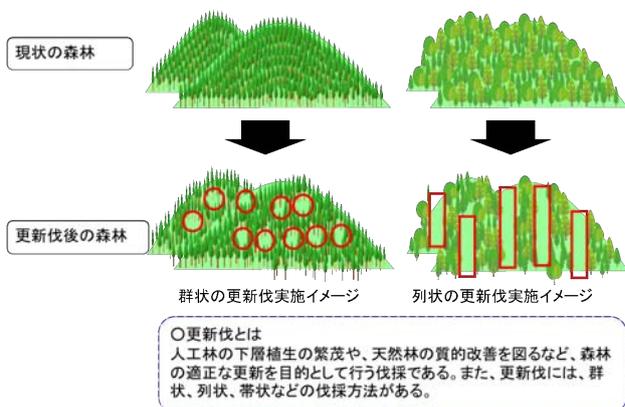
集落や農地に隣接し野生鳥獣の潜み場所となっている荒廃森林の茂み等を帯状に伐採することで隠れ場所を解消し、追い払い効果を高めることを目的とした緩衝帯を造成するなどの森林整備を支援します。（人里からの忌避）

3 平成24年度の実績

森林再生による野生鳥獣の生息環境の創出に関する市町の事業計画が7市町9地域において策定され、約80haの森林整備が進められました。

4 今後の展開

野生鳥獣が生息できる森林環境を創出するため、市町の事業計画の策定を支援することで、実施箇所の拡大を図るとともに、各実施地域における森林の再生整備前後の植生や野生鳥獣の生息状況の変化をモニタリング調査し、更新伐の規模や緩衝帯の延長・幅などの違いによる影響を分析したうえで、より効果の高い森林再生整備の手法の確立と普及に取り組みます。



森林再生整備のイメージ



森林再生整備と里山再生整備のイメージ

林業研究所では、県民や林業・木材産業関係者等のニーズに基づき「もうかる林業への転換」「災害に強い森林づくり」「獣害対策」を重点課題として、これらの推進に必要な試験研究や技術開発に取り組んでいます。平成24年度には、当研究所が開発した技術をパンフレットにまとめるとともに、次の5件について、県内の生産者などへ技術が移転されました。

1 シカ食害防護柵の改善

スギ・ヒノキ新植地において、植栽木の食害程度、シカ柵の構造による食害程度、周囲のシカ糞塊数を調査し、その結果からシカ食害防護柵の改善ポイントを取りまとめ、リーフレットを作成しました。森林総合研究所森林農地整備センターなどがその技術を採用し、現地で防護柵の設置が始まっています。



改善されたシカ食害防護柵

シカ食害防護柵の改善ポイント

- ・防護ネットの高さは1.8m以上を確保
- ・支柱間隔は、2.5～3.0mで設置
- ・固定アンカーは1m以下で設置
- ・ネットと地面の接地点を補強
- ・施工面積が大きい場合は中仕切り柵を設置
- ・定期的な防護柵の見回り

2 大型ヒラタケの空調及び簡易施設栽培技術

当研究所で育種、選抜した大型で肉厚のヒラタケ種菌を用いて、空調施設における培養条件と発生量の関係を明らかにし、

栽培マニュアルを作成しました。大型ヒラタケは発生時期が晩秋から冬期に限定されますが、簡易施設においても栽培が可能です。

開発した技術を用いて松阪市や紀北町の事業者が栽培に取り組んでいます。



空調施設での大型ヒラタケ栽培

3 アラゲキクラゲの空調及び簡易施設調栽培技術

アラゲキクラゲは、そのほとんどが乾燥品として中国から輸入されており、生アラゲキクラゲは今後市場拡大が見込めるものとして期待されています。当研究所では、菌床栽培により、培養、発生条件の検討を行い、空調施設、簡易施設いずれにおいても栽培可能なマニュアルを作成しました。この技術を用いて、松阪市や明和町の事業者により空調施設栽培が行われています。また、アラゲキクラゲは、5月から10月にかけて、野外や簡易施設を用いての栽培が可能です。開発した技術を用いて、亀山市や紀北町の事業者が簡易施設栽培に取り組んでいます。



野外施設でのアラゲキクラゲ栽培

みえ森林フェスタ2012伊勢二見について

県では、県民に、森林のもたらす恩恵について理解を深め、三重のもりづくりに参画する意識を高めてもらうために、毎年10月を「三重のもりづくり月間」と定めています。

もりづくり月間では、楽しみながら森林についての理解を深めてもらおうと、各地で様々なイベントを行っており、平成24年度には、もりづくり月間の主要行事として、伊勢安土桃山文化村(伊勢市)において、「みえ森林フェスタ2012伊勢二見」を開催しました。

当イベントでは、森林・自然に関する活動紹介や普及啓発物の展示をはじめ、木工教室や自然観察会、住宅や樹木の相談会、農林水産物・地域の飲食物の販売など、様々な内容で多くの方に出展いただ

き、来場者に楽しみながら森林への理解・関心を深めていただきました。

また、イベントを通して来場者や出展者間に新たな交流が生まれるなど、森林づくりへの参画を促すコミュニケーションの場の創出にもつながりました。

今回の森林フェスタでは、その他にもチェンソーアートや音楽ライブ、森林CO₂吸収量認証書交付式やアウトドア総合ブランド「モンベル」代表の辰野勇さんによる講演会を行うなど、多くの出展者や出演者、関係者の方々の協力を得て、6,000人の方に来場いただくことができました。

今後も、県民に、森林への理解・関心を深めてもらうために、森林や自然、木とふれあう機会を設けていきます。



屋外会場の様子



森林CO₂吸収量認証交付式の様子



屋内会場の様子



講演会の様子

第2章 実施状況

基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、木材の供給をはじめ、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止等の多面的機能を有していますが、適正な整備を行わなければ、こうした機能が発揮されません。このため、森林資源の有効活用を図りながら、森林の適切な整備及び保全を進めることにより、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

【数値目標の達成状況】

指標	実績	目標		
		平成24年度	平成27年度	平成37年度
間伐実施面積 (H18からの累計)	59,892ha	57,000ha	84,000ha	140,000ha
(平成24年度実績)	(5,870ha)			

目標値は2006年度(平成18年度)以降の間伐実施面積の累計としました。

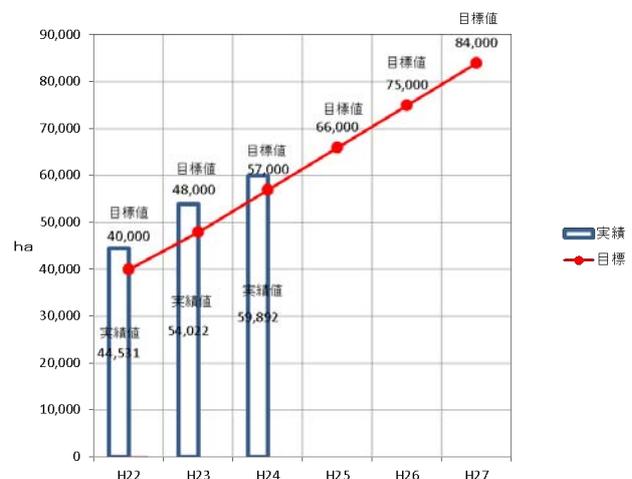
【平成24年度評価】

平成24年度は森林環境創造事業、治山事業、環境林整備治山事業、造林事業、森林整備加速化・林業再生基金事業などにより、5,870haの間伐が実施されました。この結果、平成18年度からの間伐実施面積の累計が59,892haとなり、目標としていた57,000haを達成することができました。

しかし、国において平成24年4月の森林法の改正により「伐捨間伐」から「搬出間伐」へ大きく転換して、補助事業の採択要件に搬出要件が付加されたことや、現場の対応が追いつかない状況となったことにより、平成24年度の単年度の実績値は低位にとどまりました。

平成25年度は、伐捨間伐から搬出間伐へ転換していくために、木材生産の低コスト化に向けた取組が必要であり、そのため森林の団地化を進め、団地化した森林に対し、路網の整備や、高性能林業機械を活用した伐採・搬出・運搬の作業システムの普及を進めていきます。また、人材育成として、森林施業の効率化に必要な機械オペレータなどの技術者の養成等に取り組んでいきます。

指標：間伐実施面積(累計)



基本方針1 森林の多面的機能の発揮

1 森林の整備及び保全

効果的かつ効率的に森林整備を行うため、森林の区分に応じた多様な森林整備を進めるとともに、森林の保全に必要な施設等の整備を進めます。

(1) 環境林整備の促進

針広混交林への誘導や適確な更新等により、公益的機能が継続して発揮される多様な森林づくりを進めます。

【平成24年度の取組】

平成24年度の環境林整備は、森林環境創造事業により、新規に171haの計画を樹立するとともに、植栽4ha、間伐1,145ha、下刈77haを実施しています。これにより、平成13年度からの着手面積の累計は11,752haとなり、計画面積15,400haの76.3%の進捗状況となっています。

環境林整備のイメージ



間伐放置林



針広混交林

また、認定林業事業者が策定する環境林整備計画の協議・調整を行う地区森林管理協議会も20市町に設置されています。

間伐は、治山事業764ha、環境林整備治山事業123ha、自力等その他349haを含め2,381haを実施しました。

【地区森林管理協議会設置状況】

地区森林管理協議会設置市町

鈴鹿市、亀山市、いなべ市、津市、松阪市、多気町、大台町、伊勢市、鳥羽市、南伊勢町、大紀町、度会町、志摩市、伊賀市、名張市、尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町

(2) 生産林整備の促進

持続的な林業生産活動を通じ、森林資源の有効利用を図りながら、間伐等の必要な森林整備を進めます。



整備されたスギ林



間伐材の搬出状況

基本方針1 森林の多面的機能の発揮

また、伐採後の造林未済地の発生を防止するとともに、均衡のとれた森林資源を育成・確保するため、適切な伐採と確実な再造林を進めます。

【平成24年度の取組】

平成24年度の生産林整備は、国補造林事業により除間伐1,134ha、植栽54ha、下刈178ha、枝打ち50haなど、また県単造林事業及び高齢林整備間伐促進事業により除間伐696ha、植栽4ha、下刈24ha、枝打ち13ha等を実施しました。

間伐は、治山事業334ha、森林整備加速化・林業再生基金事業339ha、森林農地整備センター527ha、自力等その他459haを含め3,489haを実施しました。

(3) 県行造林地の適切な管理の推進

間伐等の適切な森林管理を行うとともに、地球温暖化対策の森林吸収源としての活用を進めることで、木材生産と環境保全が調和した森林づくりを行います。

【平成24年度の取組】

平成24年度は、県内14市町34ヶ所で地上権設定した県行造林地3,490haで、間伐27ha、作業道の開設1,262mを実施し、

県行造林種類別契約状況 (平成25年3月末現在)

県行造林の種類	契約件数	面積(ha)	契約期間	分収率(県:所有者)
模範林	12	1,015.25	M39～H75	9:1.5:5.6:4
大礼記念林	5	481.65	S5～H72	5:5
紀元2600記念林	10	622.98	S25～H85	5:5
講和記念林	8	425.77	S28～H56	5:5
皇太子殿下御成婚記念	6	261.41	S37～H58	6:4
県庁舎落成記念林	7	340.35	S41～H67	6:4
県政100年記念林	3	342.50	S52～H72	6:4
計	51	3,489.91		

1,261m³の間伐材を搬出しました。

また、県行造林の森林資源を活用した取組として、平成24年11月に「フォレストック認定」を取得しました。



宮前県行造林(松阪市)

(4) 保安林制度等による森林の保全管理の推進

三重県における保安林の指定状況

区分	面積(ha)	比率
水源かん養	79,022	59.1%
土砂流出防備	41,676	31.2%
土砂崩壊防備	165	0.1%
防風	173	0.1%
潮害防備	6	0.0%
干害防備	20	0.0%
防火	13	0.0%
魚つき	637	0.5%
落石防止	25	0.0%
航行目標	6	0.0%
保健	11,933	8.9%
風致	79	0.1%
計	123,228	

保健保安林は、兼種10,527haを含む。



土砂流出防備保安林(紀北町)



防風保安林(御浜町)

保安林制度や林地開発許可制度等を適正に運用することにより、森林の適切な保全・管理を進めるとともに、利用の適正化を図ります。

【平成24年度の取組】

平成24年度には、県内の保安林指定面積は98ha増加し、平成24年度末現在、県内の森林面積の約33%にあたる123,228haの森林が保安林に指定されています。また、林地開発については、平成24年度に7件、53haを許可しています。

(5) 災害に強い森林づくりの推進

豪雨等による山崩れ等の山地災害や流木災害から、県民の生命・財産を守るため、治山事業等により保安林の機能強化を図るとともに、人家等の周辺にお

いて必要な施設の整備や維持管理、森林の整備を進めます。

【平成24年度の取組】

山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を山地災害危険地として地域防災計画に掲載し、異常気象時における適切な対応を図るための情報として提供しているところです。平成24年度末現在、山腹崩壊危険地区1,984地区、地すべり危険地区13地区、崩壊土砂流出危険地区1,970地区となっています。平成24年度末でのこれらの山地災害危険地における治山事業の着手率は50.6%となりました。

平成24年度の主な取組として、平成23年9月の紀伊半島大水害等により山地災害が発生した地域等において、山腹崩壊地や荒廃渓流を復旧整備し、災害の防止軽減を図る復旧治山事業を9箇所実施するとともに、治山激甚災害対策特別緊急事業を9箇所、林地荒廃防止施設災害復旧事業を1箇所実施しています。

また、機能が低位な保安林を対象とし、その健全な成長を促進させるための本数調整伐(間伐)1,221haを実施しました。

(6) 野生鳥獣との共生の確保

ニホンジカ等による森林の被害の軽減を図るため必要な防除対策を実施するとともに、野生鳥獣との共生を図るため生息環境等に配慮した森林整備を進めます。

【平成24年度の取組】

平成24年度の野生鳥獣による林業被害額は2億6千万円で、ニホンジカによるスギ・ヒノキへの食害、剥皮被害が約96%を占めています。

植林地への防除対策として、防護柵やチューブ等の設置を普及しており、平成24年度は新植地へ防護柵を33,033m設置しました。(造林事業:22,027m、特別天然記念物カモシカ食害対策事業:11,006m)

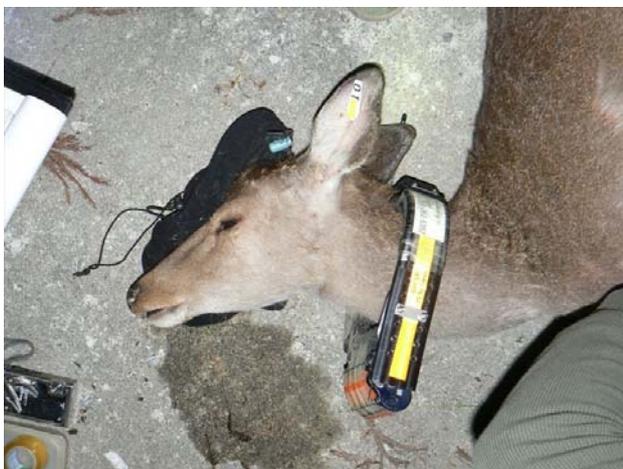


新植地におけるシカ食害対策
に関するリーフレット

特に、ニホンジカによる農林業被害と生態系への影響の軽減を図るため、「特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)第3期」に基づき、平成24年度から、ニホンジカの狩猟期間における捕獲頭数等の制限緩和を実施して捕獲圧を上げました。

一方、平成24年度の狩猟登録者数は3,279人で、狩猟者の高齢化により狩猟登録者数は減少しています。

林業研究所では、スギ、ヒノキ成木の剥皮害防止対策、新植地におけるシカ食害対策、出猟報告データから算出したシカ生



ニホンジカの行動圏調査



ポリ乳酸製テープを用いた
新たな剥皮害防止技術の開発



小面積シカ防護柵を用いた広葉樹苗木植栽試験

息状況について、研究成果を取りまとめた3種類のリーフレットを作成しました。

また、効率的なシカ被害対策を実施するために、ニホンジカ2頭にGPS発信機付き首輪を装着して、移動経路や行動圏調査を開始しました。さらに、ポリ乳酸製テープを用いた新たな剥皮害防止技術の開発に取り組みました。

再造林放棄地においてシカ食害を防止しつつ早期に再森林化を図るために、小面積シカ防護柵を利用した広葉樹苗木の植栽試験、広葉樹の大苗を用いた植栽試験に着手しました。

(7) 森林病虫害対策及び森林災害対策の強化

森林に多大な被害を与える病虫害について、早急かつ的確な防除を行います。また、林野火災予防の普及啓発を行うとともに、森林保険への加入を進めます。

松くい虫被害及び林野火災発生状況

区分	松くい虫		林野火災	
	面積(ha)	材積(m ³)	件数	面積(ha)
平成21年度	1,017	3,402	53	15
平成22年度	992	3,122	33	2
平成23年度	946	2,821	43	21
平成24年度	954	2,840	21	1



【平成24年度の取組】

平成24年度は、松くい虫防除対策として薬剤散布による予防措置を38ha、被害木を伐倒処理する駆除措置を35m³実施しました。さらに、近年、カシノナガキクイムシによる広葉樹の枯損などの被害が発生しているため、ヘリコプターによる県内の被害状況調査を実施しました。

また、山火事予防運動の一環としてポスター掲示などを行い、林野火災の予防の啓発を図りました。

2 森林の区分に応じた森林管理の推進

効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、三重県型森林ゾーニング等により重視する森林の機能に応じた森林管理を進めます。

(1) 市町等と連携した森林管理の推進

市町と連携して、森林計画制度の適切な運用等を図りながら、地域の実情に即した効果的かつ効率的な森林管理を進めます。

また、国有林や隣接府県と連携し、適正な森林管理を進めます。

【平成24年度の取組】

平成24年度は、尾鷲熊野森林計画区において地域森林計画を樹立しました。また、全国森林計画の変更に伴い、北伊勢、南伊勢、伊賀の森林計画区において、各地域森林計画の変更を行いました。

平成24年度以降に地域森林計画を再樹立する森林計画

区分	森林計画区名	対象市町
平成24年度	尾鷲熊野	尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町
平成25年度	南伊勢	松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
平成27年度	北伊勢	津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、東員町、菰野町、朝日町
平成28年度	伊賀	伊賀市、名張市

(2) 森林資源データの整備と情報提供

森林の区分に応じた適切な森林管理や持続的な森林経営を進めるため、市町、森林組合等と連携を図り、資源や施業履歴等の正確な森林情報の把握整理を進めるとともに、森林GIS等を活用し、

基本方針2 林業の持続的発展

林業は、木材価格の低迷による採算性の悪化等から活力が失われていますが、木材生産活動を通じ山村経済の活性化や低炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能の発揮につながることから、林業の持続的発展を図ります。

【数値目標の達成状況】

指標	実績 平成24年度	目標		
		平成24年度	平成27年度	平成37年度
県産材(スギ・ヒノキ) 素材生産量	290,000m ³	303,000m ³	402,000m ³	498,000m ³

実績値は木材需給報告書等から県が調査したデータです。

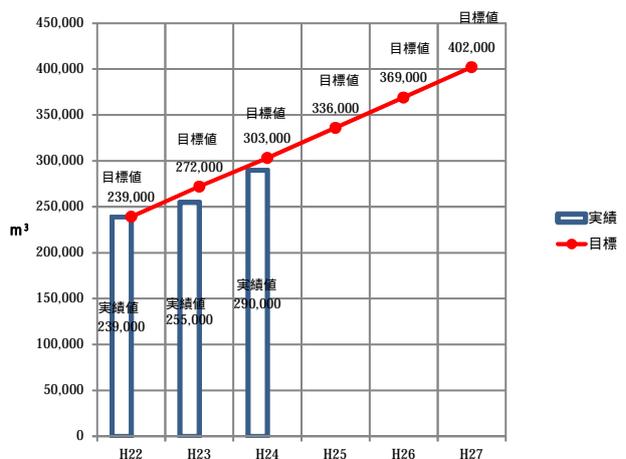
【平成24年度評価】

平成24年度は、森林の団地化・施業の集約化による搬出間伐の促進、「三重の木」認証事業者等が行うPR活動への支援等を行いました。これらの取組により、指標の「県産材の素材生産量」の実績は290千m³となりましたが、目標303千m³を下回っています。

この原因については、伐採の生産性は向上しているものの、低い木材価格の中で収益を得られないことから、森林所有者の伐採意欲は向上せず、素材生産量の増大にはつながっていないことが考えられます。

平成25年度は、国の「木材利用ポイント」制度の活用や公共建築物等の木造・木質化のほか、木質バイオマスのエネルギー利用を進め、県産材の利用拡大に取り組むとともに、森林施業の集約化、路網整備、高性能林業機械の導入、担い手の育成等による木材生産の低コスト化を進め、県産材素材生産量の増大に取り組みます。

指標：県産材素材生産量



1 林業及び木材産業等の振興

林業及び木材産業等を活性化するため、生産から流通・加工に至る連携の強化や合理化を進めるとともに、施業の集約化や基盤整備等により生産性の向上を図ります。

(1) 森林施業の集約化の促進

小規模分散化している森林の施業の効率化や木材の生産性向上を図るため、森林経営計画制度に基づき、路網開設と森林施業を一体的に行う施業の集約化を進めます。

【平成24年度の取組】

平成24年4月から森林経営計画制度が本格施行されることから、この制度の普及・定着を図るため、認定事務を担う市町の担当者を対象とした研修会を開催したほか、計画の樹立者となる森林所有者や森林組合等を対象とした制度説明会を開催しました。

この結果、平成24年度の森林経営計画の作成面積は17,403haとなりました。

森林経営計画の作成面積

管内	作成面積(ha)
四日市	456
津	1,651
松阪	4,158
伊勢	1,881
伊賀	450
尾鷲	6,549
熊野	2,258
計	17,403

(2) 原木の低コスト生産体制整備の促進

木材の生産性の向上を図るため、路網整備や高性能林業機械の導入などにより、地域の実情にあった低コスト作業システムづ

くりを進めます。あわせて、木材直送などによる原木流通の効率化や低コスト化により、製材工場等の大型化等に対応できる県産材の低コスト生産供給体制の構築を図ります。

【平成24年度の取組】

平成24年度は林道事業により、林道開設13路線14工区及び、改良1路線1工区の路網整備を実施しました。

なお、平成23年の紀伊半島大水害で被災した林道において、林道施設災害復旧事業を実施しており、これまでに被害箇所84%にあたる227箇所の復旧を完了しました。

団地設定及び利用間伐の実施状況

協議会名	団地数	団地面積(ha)	間伐等面積(ha)	搬出材積(m ³)
鈴鹿	2	162	40	2,932
中勢	7	580	847	9,857
松阪・宮川	16	1,342	2,668	17,729
いせしま・大紀	8	643	1,518	6,551
伊賀	1	116	176	1,129
尾鷲	4	129	164	889
くまの	6	670	640	1,648
計	44	3,642	6,053	40,735



林道開設 野又越線(紀北町)



林道杉線 被災状況(津市)



林道杉線 復旧状況(津市)



高性能林業機械(ハーベスタ)

また、がんばる三重の林業推進事業により、44団地(3,642ha)を設定し、6,053haの間伐を実施し、40,735m³の間伐材等の原木を搬出するとともに、森林整備加速化・林業再生基金事業により、間伐339haの実施、林内路網24,575mの開設、高性能林業機械7台の導入を進め、搬出コストの低減を図りました。

(3)木材の流通・加工・供給体制整備の促進

木材の加工コストの低減、流通の合理化、製品の規格化等による県産材の安定供給システムづくりを進め、競争力のある良質な木材を市場に供給し、県産材の需要の拡大を図っています。

【平成24年度の取組】

平成24年度は、森林整備加速化・林業再生基金事業等を活用し、林内路網整備や高性能林業機械の導入(フォワーダー)、間伐材等加工流通施設(四面カナ盤等)の整備に助成しました。

(4)特用林産の振興

安全で安心な県産きのこやタケノコなどの特用林産物を供給するため、生産体制の整備を促進するとともに、消費者ニーズや市場動向などの必要な情報を生産者に提供しています。また、きのこの生産や利用



きのこ講演会(松阪市)

に関する研究を進めています。

【平成24年度の取組】

平成24年度は、東日本大震災の影響もあり、「みえの安心食材」として消費者に安心して選んで頂けるきのこの品質管理の向上をはかるため、安全・安心な「きのこ類」の生産・品質衛生管理向上研修会として、



タケノコ研修会(伊賀市)

福島原子力発電所事故によるきのこの生産への影響について講演会を松阪市で実施し、約100名のきのこ生産者が受講しました。

また、生産者の交流会や食の安全・安心に関する研修会を開催するとともに、県産特産林産物を消費者に紹介するイベント等を開催し、「タケノコ生産を目指した竹林整備について」研修会を伊賀市で実施し、三重県の特産林産物のPRを行いました。

また、林業研究所では、商品性の高い新しいきのことして、大型のヒラタケ、アラゲキクラゲの空調および簡易施設における栽培方法の検討を行い、栽培マニュアルを作成しました。この栽培技術を用いて、県内のきのこ生産者に技術移転を行いました。

さらに、野外の簡易施設を用いたオオイチョウタケ栽培技術を開発し、現場での実証試験を行い発生を確認しました。

ヒラタケ栽培マニュアル

—大型ヒラタケの安定生産に向けて—



三重県林業研究所

アラゲキクラゲ

栽培マニュアル



三重県林業研究所

ヒラタケ栽培マニュアル
アラゲキクラゲ栽培マニュアル



簡易施設におけるオオイチョウタケ発生状況

(5) 効率的な木材生産のための研究

林業の生産性の向上を図るため、森林施業の省力化、効率化に関する研究に取り組んでいます。

【平成24年度の取組】

平成24年度は、効率化作業に不可欠な森林作業道を、簡易かつ丈夫に開設するための支援技術開発のため、森林作業道の現況調査を行いました。また、採算性が

高い収穫システムが選択できる予測技術の開発に向け、県内の搬出間伐現場においてビデオカメラによる時間観測調査を行いました。

育林コストの大部分を占める初期保育コストの低減技術を開発するため、平成22年度より、発根率が高く、初期成長が優れたヒノキ品種を植栽した3試験地で成長経過を調査しています。また、下刈省略可否判定技術の確立に向け、51地点の新植地で植栽木と雑草木等の競合状況を調査しました。獣害防護柵を設置すれば、無下刈りでもヒノキ植栽木は成育し、雑草木が繁茂するところでも、5年生時にヒノキ樹高が2mを超えれば下刈りは省略可能と判明しました。



搬出作業のビデオカメラによる時間観測調査



無下刈区(左側)と下刈区(右側) (紀北町)

2 担い手の育成及び確保

将来にわたる適切な森林の整備や、持続的な森林経営のもとで活力ある木材生産が行われるよう、多様な人材の育成・確保や林業事業体等の育成強化を図ります。

(1) 林業の担い手の育成・確保

新たな担い手を確保するため、森林・林業の就業等に関する情報提供等を行うとともに、新規就業者の定着率の向上等を図るため、職場環境や雇用条件の改善、林業労働災害の防止等を進めます。また、集約化施策を推進し木材安定供給体制を構築するため、森林施業プランナー、フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、森林作業道作設オペレーター等の人材育成を進めます。

【平成24年度の取組】

平成24年度は、高校生を対象として、林業への就業意識をはぐくみ、就業を促そうと、林業体験活動を6校で実施したほか、(公財)三重県農林水産支援センターと連携して新規就業者セミナーを開催しました。また、林業技能士育成研修(18.5日

新規林業就業者数の推移

区分	人数
平成17年度	23
平成18年度	29
平成19年度	45
平成20年度	59
平成21年度	63
平成22年度	84
平成23年度	41
平成24年度	42

間)を実施し、6名の研修生が林業に必要な基本的な技能・資格を習得しました。

また、林業労働災害防止のため、作業現場への巡回指導や安全衛生指導員研修会を開催し、事故防止の啓発を行いました。

なお、平成24年の本県での休業4日以上の被災者数は70名で、平成23年に比較して4名減少しました。

林業労働災害の状況

区分	被災者数	うち死亡
平成17年	103	1
平成18年	84	2
平成19年	72	1
平成20年	82	3
平成21年	102	1
平成22年	106	1
平成23年	74	0
平成24年	70	2

(2) 林業経営体、林業事業体の育成・強化

地域林業の担い手となる林業経営体や林業事業体を育成・確保するため、経営支援や機械化の促進等により経営改善や基盤強化を進めます。

また、森林経営計画の実行や木質バイオマスの総合利用を推進するため、新規参入の促進等により必要な事業体の育成・確保を進めます。

【平成24年度の取組】

平成24年度末現在、認定林業事業体は、49の事業体が認定されています。

(3) 山村地域の生活環境の整備

山村地域の生活環境の向上を図るため、林道整備や治山事業等により安全

で快適な居住環境づくりを進めます。

平成24年度は、林道1路線を改良整備するとともに、集落周辺において山地災害防止に必要な施設や森林の整備を実施しました。



林道改良 大根須賀利線(尾鷲市)



林道改良 大根須賀利線(尾鷲市)

3 県産材の利用の促進

県産材の利用は、「緑の循環」を通じた森林整備の促進、林業の再生につながることから、住宅建築や公共施設、木質バイオマス燃料等への積極的な利用を進めます。

(1) 県産材の新たな販路開拓

新たな県産材の需要を開拓するため、大都市圏など大消費地における木造住宅等への販路開拓を進めるとともに、住宅以外の木材利用や新たな県産材製品の需要拡大に取り組みます。

【平成24年度の取組】

平成24年度は、東京で開催された「ジャパン・ホーム&ビルディングショー」に三重県ブースを設置し、木材関係団体等と連携して「三重の木」認証材等のPRを行うなど、県産材の販路開拓に取り組みました。

(2) 県産材利用に関する県民理解の促進

県産材の利用を促進するため、環境や健康面での木材の特性や、森林づくりにおける県産材利用の意義について普及啓発を行うとともに、正しい木材情報の提供等を行います。



ジャパン・ホーム&ビルディングショー

平成24年度は、「あかね材」を使用した住宅や商業施設等を用いた22件の取組により、「あかね材」を使用することの意義についてのPRを行いました。

(3) 信頼される県産材の供給の促進

品質が明確な「三重の木」や「あかね材」の認証制度の普及、定着化などにより、安

心して使える県産材の供給を促進します。

【平成24年度の取組】



「あかね材」見せるパートナー企業構造見学会

平成24年度は、県内の製材工場等を対象に乾燥材セミナーを開催し、木材乾燥の必要性や生産技術についての普及啓発や「三重の木」認証制度等のPRを行い、安心して使える県産材の供給を促進しました。

(4) 木造住宅の建設の促進

県産材を利用した木造住宅の建築を促進するため、木材関連業者と工務店、建築士等との連携等により「三重の木」住宅等の普及、販路拡大を進めます。

【平成24年度の取組】

「三重の木」出荷量

年度	出荷量 (m ³)
平成18年度	5,137
平成19年度	8,416
平成20年度	8,740
平成21年度	8,668
平成22年度	9,154
平成23年度	9,802
平成24年度	12,596

平成24年度は、木に触れながら木造住宅の魅力を知ることができるイベント等の44件の取組により、「三重の木」認証材等の良さを消費者に広くPRしました。

(5) 公共施設等の木材利用の推進

県産材の利用拡大を図るため、「みえ公共建築物等木材利用方針」に基づき、県有施設の木造・木質化を積極的に進めるとともに、市町等が整備する公共施設や民間施設等の木造・木質化を働きかけています。

【平成24年度の取組】

平成24年度は、昨年度に引き続き市町による公共建築物等木材利用方針の策定を働きかけた結果、新たに9市町において方針が策定され、平成25年3月末時点において16市町で方針が策定されています。

公共建築物等木材利用方針の策定済み市町
(平成25年3月末現在)

市町

いなべ市、四日市市、亀山市、松阪市、伊勢市、尾鷲市、熊野市、東員町、菰野町、明和町、玉城町、度会町、大台町、南伊勢町、紀北町、紀宝町



上野運動公園 倉庫棟(伊賀市)

また、県産材を使用した木造公共施設等を掲載した「県産材利用施設事例集」を作成し、市町や私立学校などに配布して利用を働きかけました。



新鹿中学校屋内運動場(熊野市)



なのはな保育園(亀山市)

この結果、飯野高等学校や駐在所など県が整備する12施設において 270.1m³、保育園や中学校など市町等が整備する25施設において 570.9m³の県産材が利用されました。

また、県の公共土木工事において間伐材の利用促進を進め、治山、林道工事で 3,123m³の間伐材を使用しました。



公共工事等の利用事例 床固工(紀北町)



公共工事等の利用事例 工事用看板(紀宝町)



公共工事等の利用事例 土留工(津市)

(6)木質バイオマスの有効利用の推進

林業を再生し、低炭素社会づくりにつながる間伐材等の木材の有効活用を図るため、合板用材の需要拡大や木質バイオマスのエネルギー利用等の推進を図ります。

また、木質バイオマスの総合利用を進めるため、効率的な収集・搬出の仕組みづくりを進めます。

【平成24年度の取組】

・木質バイオマス利用の取組

平成24年7月に「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が始まったことから、松阪地区において、この制度を活用した具体的な発電事業計画(木質バイオマス使用量:57,000t/年)を策定し、木質バイオマスのエネルギー利用を推進しました。

・安定供給体制づくりの取組

木質チップ原料を供給する事業者への収集機械の導入や東紀州地域の事業者への運搬経費支援の取組、発電事業に関係する森林・林業・木材事業者25団体からなる「三重県木質バイオマスエネルギー利用推進協議会」の設立により、木質バイオマスの安定供給体制づくりを進めました。

(7)新製品・新用途の研究・開発の促進

建築期間の短縮や高气密化など住宅工法の変化に伴い、住宅に使用する構造用製材として変形や寸法変化の少ない乾燥材が求められています。

【平成24年度の取組】

こうした乾燥材を効率的に生産するため、平成24年度には、木材の内部にも熱を加えることができる蒸気高周波複合式乾燥機を用いたスギ正角材の乾燥試験と乾燥後の強度試験を行いました。この結果、乾燥期間を半分にすることができ、強度的にも問題は見られませんでした。

尾鷲ヒノキ材を内装材へ利用するため、平成24年度には紫外線ランプによる促進試験により、顔料や紫外線吸収剤などを用いた変色抑制方法について検討し、その効果を検証しました。

この結果、紫外線吸収剤を2%添加した場合には変色を抑制する効果があることが判明しました。



蒸気高周波複合式乾燥機



変色抑制効果の検証

基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場でもあることから、その森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

【数値目標の達成状況】

指標	実績	目標		
	平成24年度	平成24年度	平成27年度	平成37年度
森林文化・森林環境教育指導者数	530人	530人	650人	800人
同活動回数	1,749回	1,700回	2,000回	3,000回

数値は県のデータベースに基づく指導者数とその活動回数です。

【平成24年度評価】

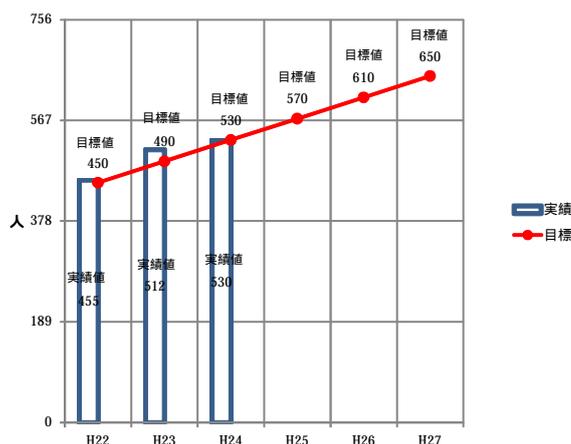
平成24年度は、森林文化及び森林環境教育の振興に向けて取り組んだ結果、指導者数は、530人となり、目標530人を達成しました。

また、森林文化・森林環境教育の活動回数は1,749回となり、目標1,700回を上回りました。

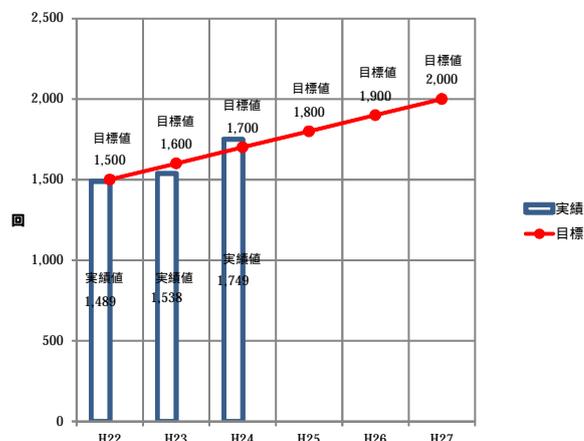
今後も小学校等への森林環境教育の浸透をさらに図る必要があります。

平成25年度は、森林環境教育の浸透を図るため、指導者養成講座の開催などにより指導者の増加とスキルアップを図るとともに、小学校への必要な情報の提供と森林環境教育活動の支援を進めていきます。

指標：指導者数



指標：活動回数



1 森林文化の振興

県民が森林との豊かな関わりを持てるよう、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

(1) 新たな森林の価値の活用

森林の多様な価値や山村地域の持つ潜在的な価値を活かした新たな森林づくりや魅力ある地域づくりの取組を進めます。

【平成24年度の取組】

平成24年度は、「みえの森っ子まなびや・活動体験事業」において、「森林とのふれあい」をテーマとしたフォトコンテストを実施したところ、県内から130作品の応募があり、優秀作品は県公共施設やショッピングセンターなど県内各地で展示を行いました。



最優秀賞



優秀賞



優秀賞

(2) 森林を活かした連携交流の促進

都市住民が森林への理解を深め、森林を支える山村住民が元気になるよう、森林や山村地域の魅力を活かした体験



森と海をつなぐ運動 三重漁民の森造成事業



森と海をつなぐ運動 三重漁民の森造成事業
植栽風景

交流を進めます。

【平成24年度の取組】

平成24年度は、みんなでつくる三重の森林事業の一環として、三重県漁業協同組合連合会等が「道の駅 美杉」南側山林でヤマザクラ、イロハモミジなど100本を植栽しました。

(3) 里山の整備及び保全の促進

人との関わりの中で、生物の多様性を維持しながら、地域の暮らしや文化を支えてきた里山の自然環境を守り、身近な自然とのふれあいの場、活動の場として再生・活用するため、地域住民や団体等による里山保全活動を進めます。

【平成24年度の取組】

平成15年度から団体等による地域の自然を守り育てる活動を促進するために、自然観察会などを行っている団体の活動を認証する「みんなで自然を守る活動認証制度」と、里山の管理作業などの活動を行っている団体の活動計画を認定する「里地里山保全活動計画認定制度」を設けていま

認証・認定団体の推移

す。

平成24年度は、新たな団体の活動の認証はありませんでしたが、団体の活動計画の認定は1団体あり、15団体に対し、保全活動に必要な資材等の購入に対する助成を行いました。

平成24年度末現在、みんなで自然を守る認証団体数は7団体、里地里山保全活動計画認定団体数は36団体となっています。

(4) 森林文化の継承

人と森林との関わりにより育まれてきた森林文化を継承していくため、巨樹・古木や街中の森等の保存や活用を進めます。

【平成24年度の取組】

平成24年度は、(公社)三重県緑化推進協会により、緑地等適正管理事業として、日本樹木医会三重県支部の協力を得て、市町等の要請に応じ宮リバー度会パークのサクラ、ケヤキについての樹勢診断と管理指導をはじめ14市町(20箇所)において、小学校、公共広場等の樹木の健康診断や管理指導等を行いました。

2 森林環境教育の振興

森林・林業や木に対する県民の理解と関心を深めるため、学習の場の提供や指導者の育成等を行います。

(1) 森林の役割に関する県民理解の促進

県民の森林・林業に対する理解と関心を高めるため、森林の持つ機能や役割、県内の森林・林業をめぐる諸課題、地球規模での森林の問題等の情報を提供します。

区分	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	計
認証数	3	1	0	0	0	0	1	2	0	0	7
認定数	4	4	5	4	4	7	4	3	0	1	36



フェイスブック「みんなで支える森林づくり三重」

【平成24年度の取組】
 県政だよりや新聞などにより啓発を行うとともに、ホームページやフェイスブックにより森林・自然、木に関する情報提供を行っています。

に、平成24年度は、三重県民の森で136回、上野森林公園で36回自然観察会等を開催したほか、各種研修会などに活用されています。

(2) 森林とのふれあいの場の提供

森林・林業への県民の理解を深めるため、市町や森林所有者と連携し、森林・林業について学習や体験できる場の確保等、気軽にふれあえる環境づくりを進めます。

【平成24年度の取組】
 三重県民の森及び上野森林公園では、ボランティア「モリメイト」の協力を得ながら園内の森林の手入れなどを進めるととも



植樹祭(三重県民の森)



トンボ観察会(三重県民の森)



森林と親しむイベント(三重県民の森)



こども森林くらぶきのご観察会(上野森林公園)



きのこ菌うち体験(三重県民の森)



バードウォッチング(上野森林公園)



ビジターコテージ(上野森林公園)



マイ箸作り(上野森林公園)

(3) 森林環境教育の効果的な推進

県民の森林に対する理解と関心を高めるため、市町や団体等のさまざまな主体と連携して、森林環境教育の機会の増大を図ります。また、森林環境教育を効果的に実施するため、必要な教育プログラム等の提供や学習環境を整備するとともに、指導者の育成等を進めます。

【平成24年度の取組】

平成24年度では、「みえの森っ子まなびや・活動体験事業」において、森林環境教育の指導者の育成講座(森のせんせい育成講座)を5回開催し、また、県内の小学校における森林環境教育の活動支援を11校で行いました。

区分	実施場所
指導者育成講座 3箇所、計5回	三重県民の森、伊勢志摩国立公園横山ビジターセンター、伊勢安土桃山文化村
森林環境教育の活動支援 11校	幸小学校(松阪市)、明星小学校(明和町)、久米小学校(伊賀市)、神戸小学校(伊賀市)、丸柱小学校(伊賀市)、柘植小学校(伊賀市)、花之木小学校(伊賀市)、猪田小学校(伊賀市)、花垣小学校(伊賀市)、大山田小学校(伊賀市)、宮之上小学校(尾鷲市)



森の話と樹木の名札づくり(幸小学校)



枝打ち体験(宮之上小学校)



シイタケ栽培学習(花之木小学校)



指導者育成講座(三重県民の森)

基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりを社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

【数値目標の達成状況】

指標	実績 平成24年度	目標		
		平成24年度	平成27年度	平成37年度
森林づくりへの参加者数	32,539人	27,000人	30,000人	40,000人

* 数値は、県民、NPO、企業などさまざまな主体の森林づくりに関する活動や催しへの参加者数です。

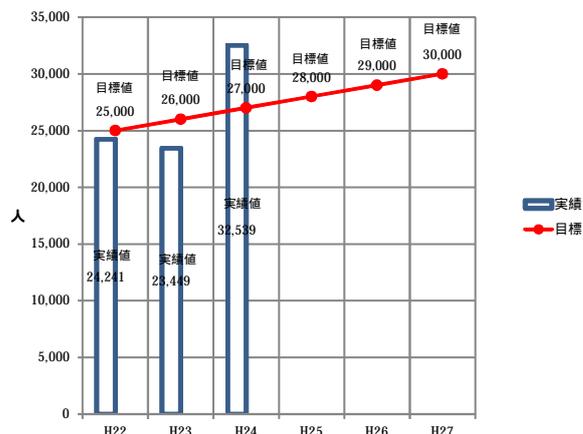
【平成24年度評価】

平成24年度は、森林づくりへの県民参画の推進に向けて取り組んだ結果、「森林づくりへの参加者数」は32,539人となり目標27,000人を上回りました。

今後も、引き続きさまざまな催しや情報ツールを活用して、PRを行っていく必要があります。また、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを進めるため、「みえ森と緑の県民税」の平成26年4月からの導入が決まりました。今後は、円滑な税導入に向けて市町との連携を図るとともに県民の一層の理解を得ていく必要があります。

平成25年度は、「みえ森と緑の県民税」の円滑な導入に向けて、県民の理解促進を図るため、イベント、ホームページやフェイスブック、森林づくりニュース等の森林づくりに関する啓発ツールを活用してPRを行い、県民の森林に対する理解を図るとともに、10月の「三重のもりづくり月間」での重点的な取組に加え、関係団体等と連携し1年を通してさまざまな啓発活動に取り組みます。

指標：森林づくりへの参加者数



1 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

「森林は大切」という意識が「森林を守る」という具体的な行動につながるよう、さまざまな主体がさまざまな方法で森林づくりに参加できる仕組みづくりを進めます。

(1) 森林づくり活動への県民参加の促進

森林づくりへのさまざまな主体の参加を促すため、市町や団体等のさまざまな主体と連携し、活動場所の確保やリーダー等の育成、情報の提供等を行い、県民やボランティア、NPO、企業などの活動を促進します。

【平成24年度の取組】

平成24年度は、新たに5カ所で「企業の森」協定が締結され、企業による森林整備を進めています。また、平成24年5月に三重県教育文化会館で、暮らしと森林とのつながりを学び、私たちが森林づくりのために出来ることを考える「みんなで支える森林づくりフォーラム」を開催しました。さらに、

「企業の森」の実績

区分	企業名	面積(ha)
平成18年度	シャープ(株)三重工場(多気町)、(株)百五銀行(津市)、トヨタ車体(株)(いなべ市)、プリマハム(株)(伊賀市)	12.2
平成19年度	全労済三重県本部(津市)、(株)損保ジャパン(津市)、ネットヨタ三重(株)(松阪市)、シャープ(株)亀山工場ほか(亀山市)、(株)LIXIL(伊賀市)	11.5
平成20年度	(株)百五銀行(津市)、三重中央開発(株)(伊賀市)、北越紀州製紙(株)(熊野市)、四日市西ライオンズクラブ(菰野町)、エレコム(株)(尾鷲市)	31.4
平成21年度	三菱重工業(株)冷熱事業本部(紀北町)、城南建設(株)(松阪市)、JAバンク三重(津市、名張市)	21.8
平成22年度	中部電力&NPO中部リサイクル運動市民の会(菰野町)、東海ゴム工業(株)(松阪市)、清水建設(株)(松阪市)、NTN(株)(桑名市)、津商工会議所(津市)、(株)百五銀行(津市)、横浜ゴム三重工場(株)(大紀町)、NTT西日本三重支店(津市)	52.1
平成23年度	(株)第三銀行(松阪市)、エレコム(株)(志摩市)	13.3
平成24年度	(株)東芝(四日市市)、テイ・エス・テック(株)(桑名市)、トヨタ車体(株)(いなべ市)、(株)百五銀行(伊勢市)、生活協同組合コープみえ(津市)	20.5
計	33箇所	162.8

森林ボランティアを目指す人の森林作業についての知識と技術の習得を図るため、NPOが実施する初心者技術研修会の開催を支援しました。

(2) 幅広い県民参画の機会の創出

森林所有者、事業者、県民などの幅広い参画と合意形成のもとに、森林づくりなどの計画づくりを進めています。

(3) 身近な緑化活動の推進

森林・林業への理解がひろがるよう、緑化活動に取り組む団体等と連携し、花木の植栽等の身近な緑化活動を通して、県民の緑化意識の高揚を図ります。

【平成24年度の取組】

平成24年度は、(公社)三重県緑化推進協会と連携して「緑の募金」活動を実施したほか、新聞や県広報誌等を活用し、緑化意識の啓発を展開しました。また、財団法人日本さくらの会の助成事業を活用し、伊賀市など県内5箇所に桜苗木を計530本配布しました。

2 森林づくりの意識の啓発

県民の森林に対する理解を深め、自主的な森林づくりへの参画を促す取組を行います。

(1) 三重のもりづくり月間の取組

社会全体で森林を支える社会環境づくりを進めるため、NPOや関係団体、企業等のさまざまな主体と連携して、県民の森林や木材への理解や三重の森林づくりへの参画を促進する各種活動を毎年10月のもりづくり月間を中心に進めます。

【平成24年度の取組】

平成24年度は、10月13日(土)に伊勢安土桃山文化村(伊勢市)で「みえ森林フェスタ2012伊勢二見」(来場者:約6,000人)を開催し、多くの方に楽しみながら森林に対する理解や関心を高めてもらいました。また、県内7地域で、森林とのふれあいや森林の大切さについて考える「森の講座」を開催しました。



みえ森林フェスタ2012伊勢二見での杉玉づくり



森の講座(伊賀市)での竹笛づくり

もりづくり月間の取組

区分	開催場所	イベント内容等
みえ森林フェスタ2012伊勢二見	伊勢安土桃山文化村(伊勢市)	木工体験、自然観察会、講演会など
森の講座(四日市)	三重県民の森(菟野町)	ネイチャークラフト教室
森の講座(津)	津市青少年野外活動センター(津市)	リース作り
森の講座(松阪)	松阪市森林公園(松阪市)	森の散策、木製時計づくり
森の講座(伊勢)	横山ビジターセンター(志摩市)	森の自然観察、草木染め体験
森の講座(伊賀)	三重県上野森林公園(伊賀市)	竹笛づくり、音楽イベント
森の講座(尾鷲)	キャンプinn海山(紀北町)	森林の話、ネイチャーゲーム、丸太切り
森の講座(熊野)	県立熊野少年自然の家(熊野市)	森林の話、竹馬づくり



森の講座(熊野市)での森林の話



森の講座(熊野市)での竹馬づくり

主な施策と予算

主な施策と予算

【基本方針】 【基本施策】

【平成24年度に講じた主な取組と当初予算額】

森林の多面的機能の発揮	森林の整備及び保全	県単森林環境創造事業費 ・公益的機能を重視する環境林の針広混交林化などの公的な整備の推進	215,849 千円
		環境林整備治山事業費 ・環境林で国補対象外の機能の低下した保安林の整備の推進	39,000 千円
		造林事業費 ・森林資源の充実と公益的機能を発揮させるための生産林の整備の促進	276,202 千円
		森林経営計画作成推進事業費 ・森林所有者等による森林の適切な管理や地域活動の促進	36,948 千円
		県行造林事業費 ・地上権を設定した県行造林地の森林管理の推進	56,727 千円
		治山事業費 ・機能の低下した保安林において治山施設の設置や森林整備の推進	2,188,766 千円
		県単治山事業費 ・山地災害危険地区などの荒廃森林の復旧・整備や保安林整備等の促進	1,244,791 千円
	森林の区分に応じた森林管理の推進	地域森林計画編成事業費 ・地域の特性に応じた森林施業の推進目標や森林管理指針の整備	12,600 千円
林業の持続的発展	林業及び木材産業の振興	森林整備加速化・林業再生基金事業費 ・間伐などの森林整備、施設整備などによる林業再生の促進	957,054 千円
		林道事業費 ・森林整備につながる林道などの路網整備の促進	734,850 千円
		林業・木材産業構造改革事業費 ・木質内装化や木材加工処理施設の支援の実施	15,376 千円
		がんばる三重の林業創出事業費 ・集約化や木材流通の改善等による安定供給体制整備の促進	74,427 千円
担い手の育成及び確保		林業担い手育成確保対策事業費 ・林業後継者や林業労働力の確保と労働安全対策の促進	10,439 千円
		森林育成促進資金貸付事業費 ・森林組合等の事業展開に必要な資金の貸付	130,300 千円
		普及指導活動事業費 ・森林・林業に関する技術・知識の普及や森林施業に関する指導の実施	10,011 千円
	県産材の利用の促進	「もっと県産材を使おう」推進事業費 ・「三重の木」の認証制度の支援を実施して、県産材の利用促進	6,583 千円

主な施策と予算

森林文化及び 森林環境教育の振興	森林文化の振興	みえの森っ子まなびや・活動体験事業 ・地域の人材を活用した森林環境教育の実施を促進して、子どもたちが学校や野外で森林とふれあいながら学習する機会を提供	4,427 千円
	森林環境教育の振興		
森林づくりへの 県民参画の推進	県民、NPO、企業等の森林づくり	みんなでつくる三重の森林事業 ・森づくりに関する情報提供やマッチングなどを行い、さまざまな主体の森林整備や緑化活動への参加を促進	7,128 千円
	森林づくりの意識の啓発	みえの森林づくり検討事業 ・森林づくりに関する税について、税の必要性やあり方を検討	1,270 千円

参考資料1

平成17年10月21日
三重県条例第83号

三重の森林づくり条例

三重の森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能(以下「森林の有する多面的機能」という。)を発揮するとともに、生活、文化活動の場として県民に恩恵をもたらしてきた。また、三重の森林は、自然の生態系を支え、多様な生物をはぐくみ、人と生物の共生の場となってきた。

しかし、輸入木材の増加に伴う木材価格の低迷と人件費等の生産費の上昇によって林業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が減退するとともに、山村の過疎と高齢化の進行により、森林資源の循環利用を支えてきた林業が大きな打撃を受け、放置林の増加など森林の適正な管理が困難になっており、森林の有する多面的機能は危機に瀕(ひん)している。

森林が豊かで健全な姿で次代に引き継がれるよう、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人一人が森林及び林業に関する共通の認識を持ち、互いに協働しながら百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現に向けて取り組まなければならない。

ここに、私たちは、三重の森林が県民のかけがえのない財産であることを認識し、森林の有する多面的機能を効果的に発揮させることによって環境への負荷が少ない循環型社会の構築に貢献していくことを決意し、本条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、三重の森林を守り、又は育てること(以下「三重のもりづくり」と

いう。)について、基本理念を定め、並びに県、森林所有者等、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 森林所有者等：森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者をいう。
- 二 森林資源の循環利用：育林及び伐採を通じて森林から林産物を繰り返して生産し、並びにその林産物を有効に活用することをいう。
- 三 県産材：三重県の区域にある森林から生産された木材をいう。

(多面的機能の発揮)

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(林業の持続的発展)

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることにかんがみ、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

(森林文化及び森林環境教育の振興)

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることにかんがみ、その保全及び活用が図られなければならない。

(県民の参画)

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることにかんがみ、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(県の責務)

第七条 県は、第三条から前条までに定める三重のもりづくりの推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、三重のもりづくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、三重のもりづくりを推進するに当たっては、県民、森林所有者等及び事業者との協働に努めるとともに、国及び市町との緊密な連携を図るものとする。

3 県は、隣接する府県において三重のもりづくりに関する理解が得られるよう努めるものとする。

(森林所有者等の責務)

第八条 森林所有者等は、基本理念に基づき、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるよう努めなければならない。

2 森林所有者等は、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第九条 県民は、基本理念に基づき、三重のもりづくりに関する活動に参画するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第十条 林業を行う者(権原に基づき、森林において育林又は伐採を行う者をいう。)及び林業に関する団体は、基本理念に基づき、森林の整備及び保全に努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 木材産業その他の林産物の流通及び加工の事業(以下「木材産業等」という。)の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、林産物の適切な供給を通じて森林資源の循環利用に資するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第十一条 知事は、三重のもりづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三重のもりづくりについての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、三重のもりづくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県森林審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(森林の整備及び保全)

第十二条 県は、将来にわたって森林の整備及び保全を図るため、間伐の促進その他森林施業の推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(効果的かつ効率的な森林づくり)

第十三条 県は、効果的かつ効率的な森林の整備及び保全を図るため、森林の区分(重視すべき機能に応じて森林を区分することをいう。)に応じた森林の管理その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(林業及び木材産業等の健全な発展)

第十四条 県は、森林資源の循環利用の重要性にかんがみ、林業及び木材産業等の健全な発展を図るため、県産材安定供給体制の強化、林産物の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(担い手の育成及び確保)

第十五条 県は、持続的に林業生産活動を担うべき人材の育成及び確保を図るため、教育、普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県産材の利用の促進)

第十六条 県は、県産材の利用の拡大が三重のもりづくりに資することにかんがみ、その利用を促進するため、県産材の認証制度の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、公共施設、公共事業等への県産材の積極的な利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(森林文化の振興)

第十七条 県は、森林が歴史的、文化的に県民の生活と密接な関係を有することに

かんがみ、人と森林との関係から形成される文化を振興するため、県民が森林に触れ合う機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(森林環境教育の振興)

第十八条 県は、三重のもりづくりには県民の理解が必要なことにかんがみ、森林と生活及び環境との関係に関する教育を振興するため、県民が森林について学ぶ機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民、森林に関する団体等の活動への支援)

第十九条 県は、県民、森林に関する団体(緑化活動その他の森林の整備及び保全に関する活動を行う団体をいう。)等が自発的に行う三重のもりづくりに関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(三重のもりづくり月間)

第二十条 県民が森林のもたらす恩恵について理解を深め、三重のもりづくりに参画する意識を高めるため、三重のもりづくり月間を設ける。

2 三重のもりづくり月間は、毎年10月とする。

3 県は、三重のもりづくり月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(財政上の措置)

第二十一条 県は、三重のもりづくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十条の規定は、平成18年4月1

日から施行する。

2 この条例の施行(前項本文の規定による施行をいう。)の日から市町村合併により村が廃されることに伴う関係条例の整理に関する条例(平成17年三重県条例第六十七号)の施行の日の前日までの間におけるこの条例の適用については、前文及び第七条中「市町」とあるのは、「市町村」とする。

3 この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

第1 基本計画策定の考え方

1 基本計画策定の趣旨

林業採算性の悪化や山村の過疎化・高齢化の進行により林業が大きな打撃を受け、林業や山村地域の人々だけでは森林を適正に守り育てていくことが困難になっている状況を受け、三重の森林を県民の共有の財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成17年10月に「三重の森林づくり条例」(以下「条例」といいます。)が制定されました。

条例の規定に基づき、三重の森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「三重の森林づくり基本計画」(以下「基本計画」といいます。)を平成18年3月に策定しました。

条例の基本理念を受けて、「森林の多面的機能の発揮」「林業の持続的発展」「森林文化及び森林環境教育の振興」「森林づくりへの県民参画の推進」の4つを基本方針とし、基本方針ごとに中長期的な目標を定め、進行管理を行いながら計画的に取組を進めてきました。

基本計画策定から5年を経過する中で、森林・林業を巡る社会情勢は大きく変化してきており、今後、これらの変化に的確に対応し三重県の森林づくりを進め、林業を再生していく必要があると考えています。

こうした中で、平成24年度から県の新しい長期的な戦略計画である「みえ県民力ビジョン」に基づき、「協創」という考え方で新しい三重づくりを進めていくこととしています。

三重県では、これまでの基本計画に基づき、恩恵を受けている県民の皆さんの参画により社会全体で森林づくりを進めていますが、これは、「協創」の考え方と合致す

るものです。

今回、「みえ県民力ビジョン」のスタートに合わせ、基本計画の見直しを行い「三重の森林づくり基本計画2012」(以下「基本計画2012」といいます。)を策定します。

2 基本計画の期間

平成18年に策定した当初の基本計画は20年先を見据え、目標年次を平成37年度とした計画でした。

近年の社会情勢の変化のスピードは一段と早まっており、計画策定後の森林・林業を巡る状況も大きく変化してきています。

このようなことを考慮し、「基本計画2012」では、条例で掲げている「百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現」を目指しながら、目標年次は当初の基本計画の平成37年度とし、その実現に向けて必要な具体的な施策を示すこととします。

第2 基本方針

1 条例の基本理念

条例では、森林づくりに関する施策を進めるうえでの基本理念として次のとおり規定しています。

基本計画では、この基本理念を受けて4つの基本方針を定めます。

- ・基本方針1 森林の多面的機能の発揮
- ・基本方針2 林業の持続的発展
- ・基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興
- ・基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

2 基本方針と目標

三重の森林づくりの基本方針とそれぞれの目標を次のとおり示します。

基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、木材の供給をはじめ、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止

等の多面的機能を有していますが、適正な整備を行わなければ、こうした機能が発揮されません。

このため、森林資源の有効活用を図りながら、森林の適切な整備及び保全を進めることにより、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

指標	現状 (2004年)	～2015年 (H27)	～2025年 (H37)
間伐実施面積 (累計)	7,249ha	84,000ha	140,000ha

【数値目標】

* 目標値は、2006(H18)年以降の間伐実施面積の累計としました。

* 現状値は、2006～2010(H18～H22)年度までの間伐実施面積累計です。

【指標選定の理由】

森林の多面的機能を発揮させるためには、森林を適正に管理することが重要です。人工林の整備においては、間伐が重要な施業であり、間伐の実施面積を指標として選定しました。

基本方針2 林業の持続的発展

林業は、木材価格の低迷による採算性の悪化等から活力が失われていますが、木材生産活動を通じ山村経済の活性化や低炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能の発揮につながることから、林業の持続的発展を図ります。

指標	現状 (2004年)	～2015年 (H27)	～2025年 (H37)
県産材 (スギ・ヒノキ) 素材生産量	239千m ³	402千m ³	498千m ³

【数値目標】

* 数値は、木材需給報告書等から県が調

査したデータです。

【指標選定の理由】

「緑の循環」を円滑に機能させ、林業を活性化するためには、県産材の利用を進め、素材生産量の安定確保を図ることが最も重要です。

こうしたことから、林業の持続的発展を表す指標として、スギ・ヒノキの素材生産量を選定しました。

基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場でもあることから、その森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

指標	現状 (2004年)	～2015年 (H27)	～2025年 (H37)
森林文化・森林 環境教育 指導者数及び 活動回数	455人 1,489回	650人 2,000回	800人 3,000回

【数値目標】

* 数値は、県のデータベースに基づく指導者数とその活動回数です。

* 現状値の指導者数は、緑の少年隊指導者、森林ボランティア指導者、森林インストラクター等の人数で、その活動回数については、アンケート調査に基づく実活動回数です。

【指標選定の理由】

森林文化及び森林環境教育の振興を図るためには、森林づくり活動や教育普及を進めるリーダーの育成が重要なことから、指導者数とその活動回数を指標として設定しました。

基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりを社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

指標	現状 (2004年)	~2015年 (H27)	~2025年 (H37)
森林づくりへの参加者数	24,241人	30,000人	40,000人

【数値目標】

* 数値は、県民、NPO、企業などさまざまな主体の森林づくりに関する活動や催しへの参加者数です。

* 現状値は、県及び(公社)三重県緑化推進協会等が主催、後援等を行った森林づくりに関する催しへの参加者数です。

【指標選定の理由】

県民の参画を幅広く捉え、森林づくりにつながる多様な活動等への参加者数を指標として設定しました。

第3 基本施策

各基本方針に沿って、次のとおり基本施策を定めます。

【基本方針1 森林の多面的機能の発揮】

1 - (1) 森林の整備及び保全

効果的かつ効率的に森林整備を行うため、森林の区分に応じた多様な森林整備を進めるとともに、森林の保全に必要な施設等の整備を進めます。

1 - (2) 森林の区分に応じた森林管理の推進

効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、森林ゾーニングなどにより重視する森林の機能に応じた森林管理を進めま

す。

【基本方針2 林業の持続的発展】

2 - (1) 林業及び木材産業等の振興

林業及び木材産業等を活性化するため、生産から流通・加工に至る連携の強化や合理化を進めるとともに、施業の集約化や基盤整備等により生産性の向上を図ります。

2 - (2) 担い手の育成及び確保

将来にわたる適切な森林の整備や、持続的な森林経営のもとで活力ある木材生産が行われるよう、多様な人材の育成・確保や林業事業体等の育成強化を図ります。

2 - (3) 県産材の利用の促進

県産材の利用は、「緑の循環」を通じた森林整備の促進、林業の再生につながることから、住宅建築や公共施設、木質バイオマス燃料等への積極的な利用を進めます。

【基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興】

3 - (1) 森林文化の振興

県民の皆さんが森林との豊かな関わりを持てるよう、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

3 - (2) 森林環境教育の振興

森林・林業や木に対する県民の理解と関心を深めるため、学習の場の提供や指導者の育成等を行います。

【基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進】

4 - (1) 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

「森林は大切」という意識が「森林を守る」という具体的な行動につながるよう、さまざまな主体がさまざまな方法で森林づくりに参加できる仕組みづくりを進めます。

4 - (2) 森林づくりの意識の啓発

県民の皆さんの森林に対する理解を深め、自主的な森林づくりへの参画を促す取組を行います。

第4 具体的な施策

各基本施策の具体的な施策を次のように定めます。

1 森林の整備及び保全【基本施策1 - (1)】

(1) 環境林整備の促進

針広混交林への誘導や適切な更新等により、公益的機能が継続して発揮される多様な森林づくりを進めます。

(2) 生産林整備の促進

持続的な林業生産活動を通じ、森林資源の有効利用を図りながら、間伐等の必要な森林整備を進めます。

また、伐採後の造林未済地の発生を防止するとともに、均衡のとれた森林資源を育成・確保するため、適切な伐採と確実な再造林を進めます。

(3) 県行造林地の適切な管理の推進

間伐等の適切な森林管理を行うとともに、地球温暖化対策の森林吸収源としての活用を進めることで、木材生産と環境保全が調和した森林づくりを行います。

(4) 保安林制度等による森林の保全管理の推進

保安林制度や林地開発許可制度等を適正に運用することにより、森林の適切な保全・管理を進めるとともに、利用の適正

化を図ります。

(5) 災害に強い森林づくりの推進

豪雨等による山崩れ等の山地災害や流木災害から、県民の生命・財産を守るため、治山事業等により保安林の機能強化を図るとともに、人家等の周辺において必要な施設の整備や維持管理、森林の整備を進めます。

(6) 野生鳥獣との共生の確保

ニホンジカ等による森林の被害の軽減を図るため必要な防除対策を実施するとともに、野生鳥獣との共生を図るため生息環境等に配慮した森林整備を進めます。

(7) 森林病虫害対策及び森林災害対策の強化

森林に多大な被害を与える病虫害について、早急かつ的確な防除を行います。また、林野火災予防の普及啓発を行うとともに、森林保険への加入を進めます。

2 森林の区分に応じた森林管理の推進【基本施策1 - (2)】

(1) 市町等と連携した森林管理の推進

市町と連携して、森林計画制度の適切な運用等を図りながら、地域の実情に即した効果的かつ効率的な森林管理を進めます。また、国有林や隣接府県と連携し、適正な森林管理を進めます。

(2) 森林資源データの整備と情報提供

森林の区分に応じた適切な森林管理や持続的な森林経営を進めるため、市町、森林組合等と連携を図り、資源や施業履歴等の正確な森林情報の把握整理を進めるとともに、森林GIS等を活用し、森林資源データの情報提供を行います。

(3) 森林の公益的機能発揮に向けての研究

水源のかん養や土砂の流出防備など森林の公益的機能を効果的に発揮させるために、森林の適正な管理や造成の研究に取り組み、その成果の移転を進めます。

3 林業及び木材産業等の振興【基本施策2 - (1)】

(1) 森林施業の集約化の促進

小規模分散化している森林の施業の効率化や木材の生産性向上を図るため、森林経営計画制度に基づき、路網開設と森林施業を一体的に行う施業の集約化を進めます。

(2) 原木の低コスト生産体制整備の促進

木材の生産性の向上を図るため、路網整備や高性能林業機械の導入などにより、地域の実情にあった低コスト作業システムづくりを進めます。

併せて、木材直送などによる原木流通の効率化や低コスト化により、製材工場等の大型化等に対応できる県産材の低コスト生産供給体制の構築を図ります。

(3) 木材の流通・加工・供給体制整備の促進

木材加工の高付加価値化、流通の合理化、製品の規格化等により、市場ニーズに的確に対応できる品質・性能の確かな製品の安定供給体制づくりを進め、地域材を供給する木材産業の振興を図ります。

(4) 特用林産の振興

安全で安心な特用林産物を供給するため、生産者に対し生産体制の整備や研修会等を行うとともに、消費拡大を図るためイベント等を通じ普及啓発を図ります。

また、きのこの生産や利用に関する研究を進めます。

(5) 効率的な木材生産のための研究

林業の生産性の向上を図るため、森林施業や機械化に関する研究や、生産・流通・加工を一体的に捉えたトータルコストの低減に関する研究に取り組み、その成果の移転を進めます。

4 担い手の育成及び確保【基本施策2 - (2)】

(1) 林業の担い手の育成・確保

新たな担い手を確保するため、森林・林業の就業等に関する情報提供等を行うとともに、新規就業者の定着率の向上等を図るため、職場環境や雇用条件の改善、林業労働災害の防止等を進めます。

また、集約化施業を推進し木材安定供給体制を構築するため、フォレスター、施業プランナー、機械オペレーター等の人材育成を進めます。

(2) 林業経営体、林業事業体の育成・強化

地域林業の中核的担い手となる林業経営体や林業事業体を育成・確保するため、経営支援や機械化の促進等により経営改善や基盤強化を進めます。

また、森林経営計画の実行や木質バイオマスの総合利用を推進するため、新規参入の促進等により必要な事業体の育成・確保を進めます。

(3) 山村地域の生活環境の整備

山村地域の生活環境の向上を図るため、林道整備や治山事業等により安全で快適な居住環境づくりを進めます。

5 県産材の利用の促進【基本施策2 - (3)】

(1) 県産材の新たな販路開拓

新たな県産材の需要を開拓するため、

大都市圏など大消費地における木造住宅等への販路開拓を進めるとともに、住宅以外の木材利用や新たな県産材製品の需要拡大に取り組みます。

(2) 県産材利用に関する県民理解の促進

県産材の利用を促進するため、環境や健康面での木材の特性や森林づくりにおける県産材利用の意義について普及啓発を行うとともに、正しい木材情報の提供等を行います。

(3) 信頼される県産材の供給の促進

基準が明確な『三重の木』や『あかね材』の認証制度の普及、定着化などにより、安心して使える県産材の供給を促進します。

(4) 木造住宅の建設の促進

県産材を利用した木造住宅の建築を促進するため、木材関連業者と工務店、建築士等との連携等により『三重の木』住宅等の普及、販路拡大を進めます。

(5) 公共施設等の木材利用の推進

県産材の利用拡大を図るため、県有施設の木造・木質化を進めるとともに、市町が整備する公共施設や民間施設等の木造・木質化を働きかけます。

また、県が実施する公共工事等で間伐材等の利用を進めるとともに、国、市町が実施する公共事業への利用を働きかけます。

(6) 木質バイオマスの有効利用の推進

林業を再生し、低炭素社会づくりにつながる間伐材等の木材の有効活用を図るため、合板用材の需要拡大や木質バイオマスのエネルギー利用等の推進を図ります。

また、木質バイオマスの総合利用を進めるため、効率的な木材の生産、収集・搬出の仕組みづくりを進めます。

(7) 新製品・新用途の研究・開発の促進

消費者ニーズを反映した、付加価値が高く、使いやすい木材製品の研究開発と技術の移転を進めます。

6 森林文化の振興【基本施策3 - (1)】

(1) 新たな森林の価値の活用

森林の多様な価値や山村地域の持つ潜在的な価値を活かした新たな森林づくりや魅力ある地域づくりの取組を進めます。

(2) 森林を活かした連携交流の促進

都市住民が森林への理解を深め、森林を支える山村住民が元気になるよう、森林や山村地域の魅力を活かした体験交流を進めます。

また、森林は豊かできれいな海づくりなどに大きな役割を果たしていることから、漁業関係者等との森林づくりを通じた連携交流を進めます。

(3) 里山の整備及び保全の促進

人との関わりの中で、生物の多様性を維持しながら、地域の暮らしや文化を支えてきた里山の自然環境を守り、身近な自然とのふれあいの場、活動の場として再生・活用するため、地域住民や団体等による里山保全活動を進めます。

(4) 森林文化の継承

人と森林との関わりにより育まれてきた森林文化を継承していくため、巨樹・古木や街中の森等の保存や活用を進めます。

7 森林環境教育の振興【基本施策3 -

(2)】

(1) 森林の役割に関する県民理解の促進

県民の皆さんの森林・林業に対する理解と関心を高めるため、森林の持つ機能や役割、県内の森林・林業をめぐる諸課題、地球規模での森林の問題等の情報を提供します。

(2) 森林とのふれあいの場の提供

森林・林業への県民の理解を深めるため、市町や森林所有者と連携し、森林・林業について学習や体験できる場の確保等、気軽にふれあえる環境づくりを進めます。

(3) 森林環境教育の効果的な推進

県民の皆さんの森林に対する理解と関心を高めるため、市町や団体等のさまざまな主体と連携して、森林環境教育の機会の増大を図ります。また、森林環境教育を効果的に実施するため、必要な教育プログラム等の提供や学習環境を整備するとともに、指導者の育成等を進めます。

8 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進【基本施策4 - (1)】

(1) 森林づくり活動への県民参加の促進

森林づくりへのさまざまな主体の参加を促すため、市町や団体等のさまざまな主体と連携し、活動場所の確保やリーダー等の育成、情報の提供等を行い、県民やボランティア、NPO、企業などの活動を促進します。

(2) 幅広い県民参画の機会の創出

森林所有者、事業者、県民等の幅広い参画と合意形成のもとで森林づくりを進めるため、県民の皆さんがさまざまな形で森林づくりに参画できる環境づくりを進めます。

(3) 身近な緑化活動の推進

森林・林業への理解がひろがるよう、緑化活動に取り組む団体等と連携し、花木の植栽等の身近な緑化活動を通して、県民の皆さんの緑化意識の高揚を図ります。

9 森林づくりの意識の啓発【基本施策4 - (2)】

(1) 三重のもりづくり月間の取組

社会全体で森林を支える社会環境づくりを進めるため、NPOや関係団体、企業等のさまざまな主体と連携して、県民の皆さんの森林や木材への理解や三重の森林づくりへの参画を促進する各種活動を毎年10月のもりづくり月間を中心に進めます。

第5 計画の進行管理

本計画の目標の達成に向けた施策の着実な実施を図るため、計画の的確な進行管理を行います。

1 数値目標による進行管理

施策の実施状況を確認するため、第2の2に掲げた基本方針ごとの数値目標の項目について、毎年度の進捗状況を把握します。

2 年次報告及び公表

本計画に掲げた数値目標の達成状況や施策の実施状況を、毎年度、県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じ、その内容を公表します。

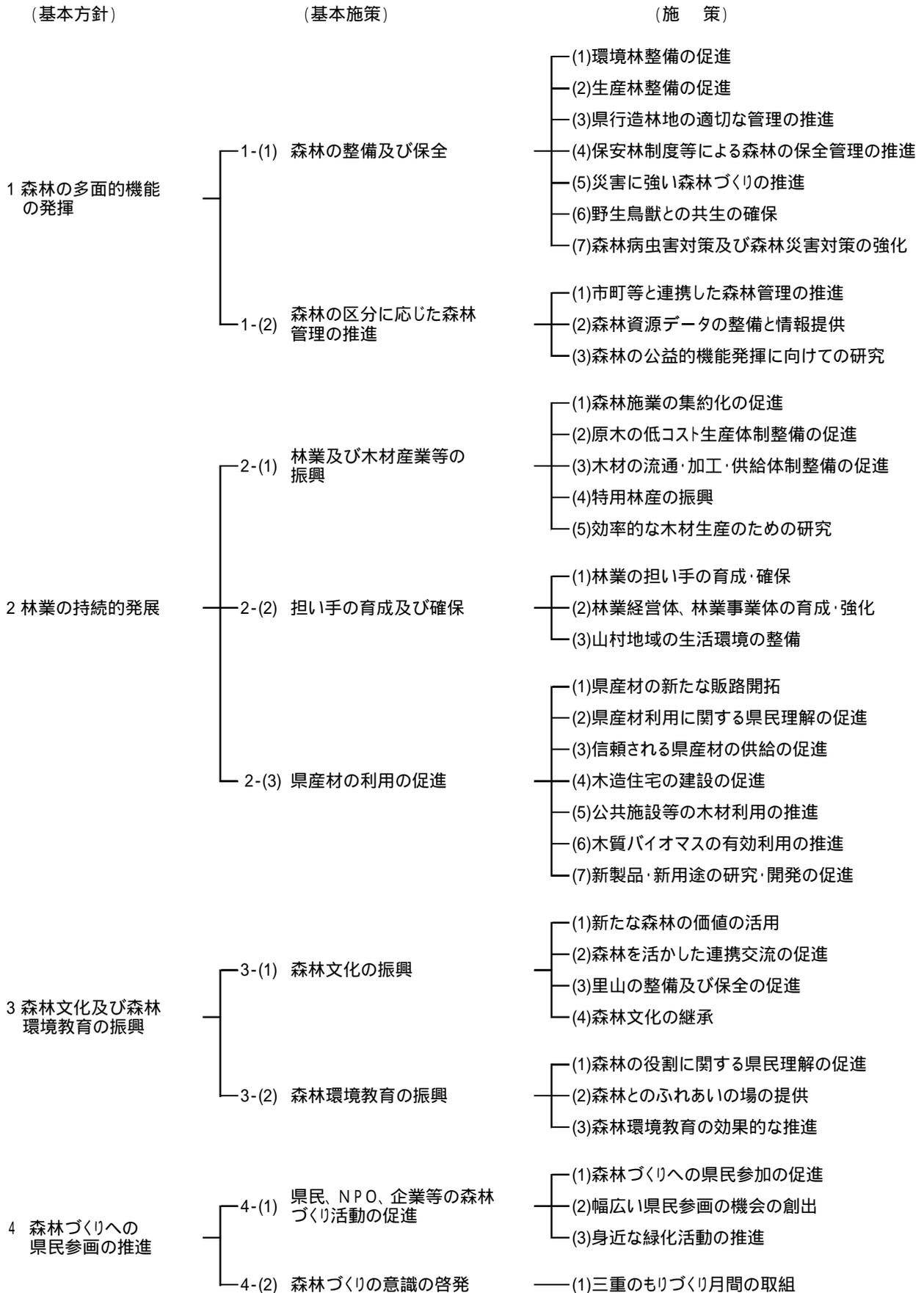
また、森林審議会等の機会を通じ県民や関係団体の皆さんの意見の把握を行います。

これらの意見の反映を図りながら、効果的な施策を進めていきます。

3 計画の見直し

本計画は、目標年次を平成37年度に定め、森林づくりの展開方向と目標を実現するために必要となる施策を示していますが、この間の森林・林業を取り巻く状況や財政状況の変化等、必要に応じて計画の見直しを行います。

三重の森林づくり条例基本計画2012の施策体系



ア 行

NPO

Non-Profit Organization の略。営利を目的としない民間の組織や団体のこと。

あかね材

スギノアカネトラカミキリ等の食痕が見られる木材のうち、一定の規格基準に適合することを「あかね材認証機構」により認証された木材製品。

カ 行

カーボンニュートラル

バイオマスを燃焼すること等により放出される二酸化炭素は、生物の成長過程で光合成により大気中から吸収した二酸化炭素であることから、バイオマスは、人間のライフサイクルの中では大気中の二酸化炭素を増加させない。この特性を称して「カーボンニュートラル」という。

架線集材

空中に張ったワイヤーロープを使って、伐採した木を林道端等に集める方法。

環境林

原則として木材生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮をめざす森林。

環境負荷

環境に与えるマイナスの影響を指す。環境負荷には、人的に発生するもの(廃棄物、公害、土地開発、焼畑、干拓、戦争、人口増加など)があり、自然的に発生するもの(気象、地震、火山など)も環境負荷を与える一因である。

間伐

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採(間引き)し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間

伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。

・搬出間伐: 間伐材を林地から搬出して利用する間伐のこと。

・伐捨間伐: 間伐材を林地から搬出しない間伐のこと。

企業の森

企業が社会貢献・環境貢献の一環として行う森林づくり活動。伐採後植林されず放置されたり、間伐等の手入れが遅れている森林を中心に、社員やその家族が直接、又は森林組合等に委託して植樹や森林整備を行う。

県行造林

森林資源の造成及び林野の保全を図ることを目的として、県が土地所有者と分収契約を結んで造林を行い、その収益を土地所有者と分収すること。

高性能林業機械

従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。

【主な高性能林業機械】

フェラーバンチャ: 樹木を切り倒し、それをつかんだまま、搬出に便利な場所へ集積できる自走式機械。

スキッド: 伐倒木を牽引式で集材する集材専用トラクタ。

プロセッサ: 伐採木の枝払い、玉切りと玉切りした丸太の集積作業を一貫して行う自走式機械。

ハーベスタ: 伐採、枝払い、玉切り(材を一定の長さに切りそろえること)の各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。

フォワーダ: 玉切りした材をグラップルを用いて荷台に積載し、運ぶ集材専用トラクタ。

タワーヤーダ: 架線集材に必要な元柱の代わりとなる人工支柱を装備した移動可能

な集材車。
スイングヤーダ：建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し、旋回可能なブームを装備する集材機。

サ行

再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

再造林

人工林を伐採した跡地に再び人工造林を行うこと。

作業道

林道を補完し、除間伐等の作業を行うために作設される簡易な構造の道。

里山林

居住地近くに広がり、薪炭林の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に利用されている、あるいは利用されていた森林。

GIS

Geographic Information Systems の略。様々な地形図や写真等をコンピュータ上で扱える地図としてマッピングしたものが電子地図であり、その情報に対応した様々な属性情報を地図上に重ね合わせて表示させたり、別の電子地図同士を重ね合わせることで、主題図を作成したり、様々な比較や分析を行うことができるコンピュータシステム。

持続可能な森林管理

森林を生態系としてとらえ、森林の保全と利用を両立させ、森林に対する多様なニーズに持続的に対応すること。

下刈

植栽した苗木の生長を妨げる雑草や灌

木を刈り払う作業。一般に、植栽後の数年間、毎年、春から夏の間を実施。

市町村森林整備計画

森林法に基づき、市町村長が市町村内の民有林について、5年ごとに作成する10年間の計画。

主伐

次の世代の森林の造成を伴う森林の一部又は全部の伐採。

循環型社会

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

除伐

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、

植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回実施。

針広混交林

針葉樹と広葉樹が混じりあった多層な森林。

人工林

人手による苗木の植栽や種子のまき付けなどにより造成された針葉樹や広葉樹の森林。

森林インストラクター

(社)全国森林レクリエーション協会が認定する、自然環境教育を目指す「森の案内人」のこと。

森林公園など森林を利用する一般の人々に対して森林や林業に関する解説をしたり、森林内での野外活動の指導などを行う。

森林環境教育

森林内での多様な体験活動などを通じて人々の生活や環境と森林との関係について学び、森林の多面的機能や森林資源の循環利用の必要性等に対する理解を醸成すること。

森林組合

森林所有者を組合員とする協同組織として、森林組合法に基づいて設立された協同組合。組合員の所有森林に対する林業経営の相談や森林管理、森林施業の受託、林産物の加工・販売、森林保険などの業務を実施。

森林経営計画制度

平成23年の森林法改正により創設された制度で、森林所有者又は森林経営の受託者が、面的まとまりをもって、森林施策や作業路網、森林の保護に関する事項も含めた5年を一期とする計画を作成し、市町村長の認定を受けるもの。

森林計画制度

森林法によって定められた、森林の様々な取り扱いに関する計画体系。国による全国森林計画、都道府県による地域森林計画、市町村による市町村森林整備計画、森林所有者などによる森林経営計画などがある。

森林資源の循環利用

森林は伐採を行っても、造林・間伐など適切な整備を行うことにより再生することが出来る「再生可能な資源」であり、その森林から生産した木材を無駄なく長期にわたって利用すること。

森林整備

森林施業とそのために必要な施設(林道等)の作設、維持を通じて森林を育成すること。

森林施業

目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。

森林施業の集約化

林業事業体などが隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行いコストダウンを図ることが可能。

森林ゾーニング

森林を機能などに応じて区分すること。

三重県型森林ゾーニング:森林の有する多様な機能を持続的かつ効果的に発揮させるため、重視する機能に着目し「生産林」と「環境林」に区分すること。

森林の公益的機能

水源のかん養、土砂災害の防止、二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化の防止、野生鳥獣の生息の場や人々の心の安らぎの場の提供など、不特定多数の人々が享受できる、安全で快適な生活をするためになくてはならない大切な森林の働き。

森林の多面的機能

地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の公益的機能と木材の生産機能をあわせた森林がもつ機能。

森林の団地化

森林の施業を一体的に行うことを目的に、複数の森林所有者の森林をまとめること。

森林文化

森林の持つ多面的価値を前提にした、県民一人一人の生涯を通じた森林や木材との多様で豊かなかわり。

森林文化・森林環境教育指導者

緑の少年隊の指導者、森林ボランティア団体のリーダー、森林インストラクター、森林セラピスト等、林業専業者以外で森林の役割や重要性についての啓発を行う人。

森林ボランティア

自主的に森林づくり(森林整備)に参加し、自らの責任において判断し、行動する市民または市民グループの一員であり、その活動を通して学んだことを広く市民に伝えて、市民参加の森林づくりの輪を広げていく役割を担います。

森林・林業基本法

森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展を基本理念とする政策を国民的合意の下に進めていくため、その実現を図る基本的事項を定めた法律。平成13年7月にそれまでの「林業基本法」を改正して成立。

森林・林業再生プラン

今後10年間を目途に、路網の整備、森林施業の集約化及び必要な人材育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築し、我が国の森林・林業を早急に再生していくための指針。農林水産省が、平成21(2009)年12月に策定。

生産林

公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材生産を主体として資源の循環利用を行う森林。

生物多様性

遺伝子、生物種、生態系のレベルで多様な生物が共存していること。

施業プランナー

小規模森林所有者の森林を取りまとめ、森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、施業の実施に関する合意形成を図るとともに、面的なまとまりをもった施業計画の作成の中核を担う人材。

全国森林計画

全国森林計画は、農林水産大臣が、森林・林業基本計画に即して、全国の森林について、5年ごとに15年を一期としてたてる、森林の整備・保全に対する国の基本的な考え方や目標を長期的・広域的な視点に立って明らかにする計画。「地域森林計画」及び「国有林の地域別の森林計画」の規範として機能するもの。

造林

人為的な方法で、目的に合わせて樹木を植えること(植栽)。また、より広い意味では、植栽、保育、間伐などの総称。

造林未済地

人工林伐採跡地のうち、伐採後3年以上経過しても更新が完了していないもの。

素材生産

立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太を生産すること。

地域森林計画

都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別(158計画区)に5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たっての指針となるもの。

地球温暖化

温室効果ガス(二酸化炭素、メタンなどの気体)が大気中に増加することにより、地表から放射される熱が吸収され、大気が暖められ地球の気温が上昇すること。

夕行

治山事業

荒れた山をもとの豊かな森林に戻したり水源となっている森林を守り育てることで、災害から人命や財産を守り、安全で住みやすい生活環境づくりをする事業。

天然林

主として、天然の力によって成立した森林。

特用林産物

林野から産出される木材以外の産物。うるし、きのこ等。

八行

フォレスター

市町村森林整備計画の策定支援を通じて、地域の森林づくりの全体像を描くとともに、市町村が行う行政事務の実行支援を通じて、森林所有者等に対する指導等を行う人材。

保安林

水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。

保育

植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。

本数調整伐

森林全体の健全な成長を図るため、育成単層林及び育成複層林の下木のうち不用な樹木を伐採するもの。これによって保残木の個体の成育を促すとともに、林内、林床に適度の陽光を入れて、林床植生の生育促進を図り、土壌緊縛力及び地表浸食の防止効果を向上させることができる。

マ 行

「三重の木」認証制度

木材が県産材(三重県内で育成された木材)であることを証明するとともに、一定の規格基準に適合した木材製品「三重の木」を製材する工場と「三重の木」を積極的に利用する建築業者・建築事務所・地域ネットワークを認証する制度。

緑の循環

「木を植え、育て、収穫し、また植える」ことを繰り返し行うことにより、いつまでも健全な森林を維持すること。

緑の少年隊

次代を担う子供たちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人

間に育っていくことを目的とした、自主的な団体。

木質バイオマス

森林で生育した樹木のことで、具体的には森林から伐り出した木材だけでなく、樹木の枝葉、製材工場などの残廃材、建築廃材などを含む。これをエネルギー源に用いるとき、木質バイオマスエネルギーという。

ラ 行

林業経営体

林地の所有、借入などにより森林施業を行う権原を有する、世帯、会社など。

林業生産活動

苗木の生産や造林などの森林を造成する育成活動、及び丸太やキノコなどの林産物を生産する採取活動の総称。

林業事業体

他者からの委託又は立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者など。

林齢

森林の年齢。人工林では、苗木を植栽した年度を1年生とし、以降、2年生、3年生と数える。

齢級

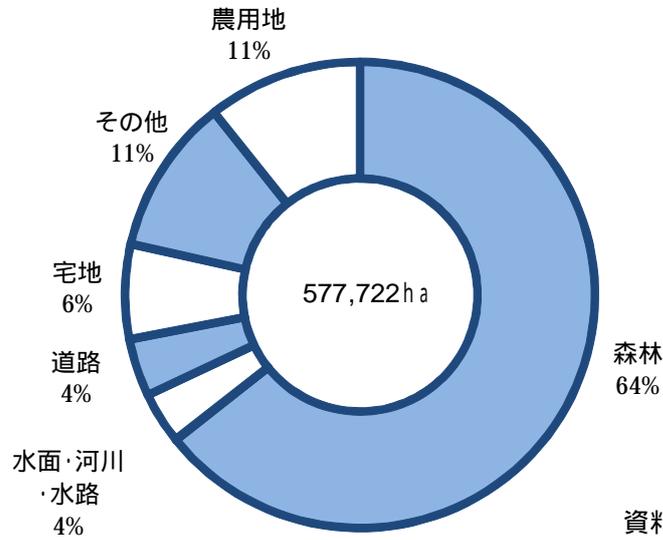
林齢を一定の幅でくくったもの。一般に5年をひとくりにし、林齢1～5年生を 齢級、6～10年生を 齢級と数える。

路網

造林、保育、素材生産等の施業を効率的に行うためのネットワークであり、一般車両の走行を想定する「林道」、10トン積みトラック等の林業用車両の走行を想定する「林業専用道」、フォワーダ等の林業機械の走行を想定する「森林作業道」に区分される。

参考資料2

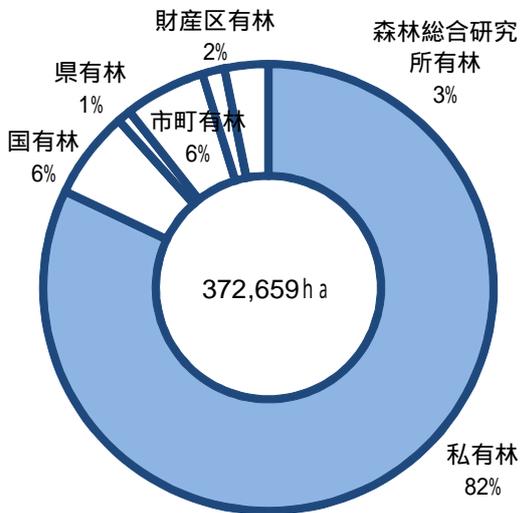
土地利用状況



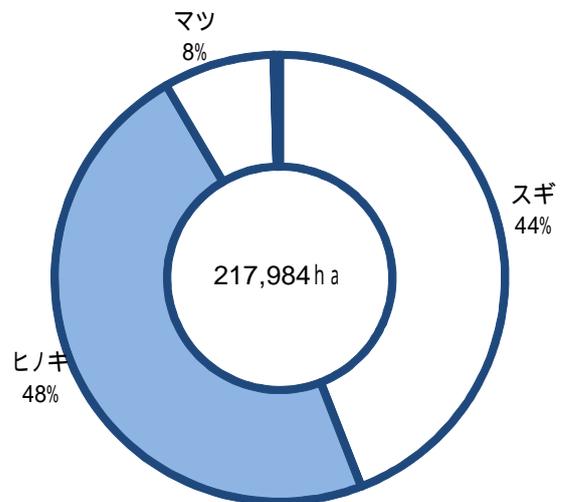
資料:平成25年刊三重県勢要覧

森林資源の状況

所有形態別森林面積

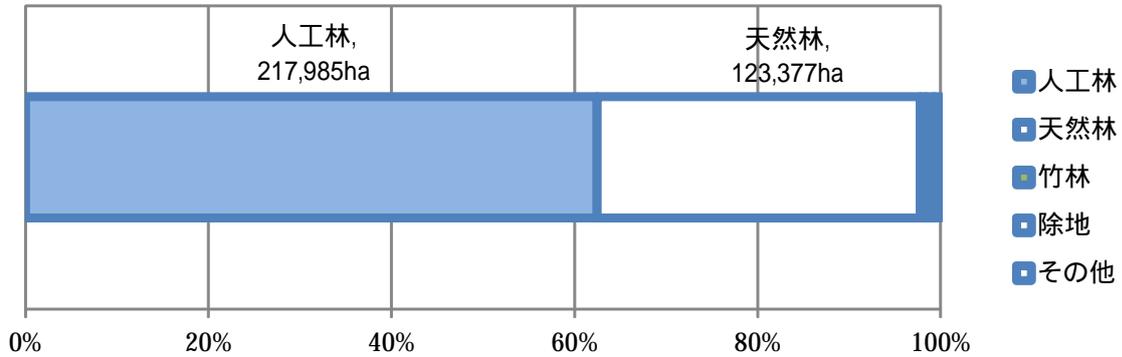


民有林人工林樹種別面積

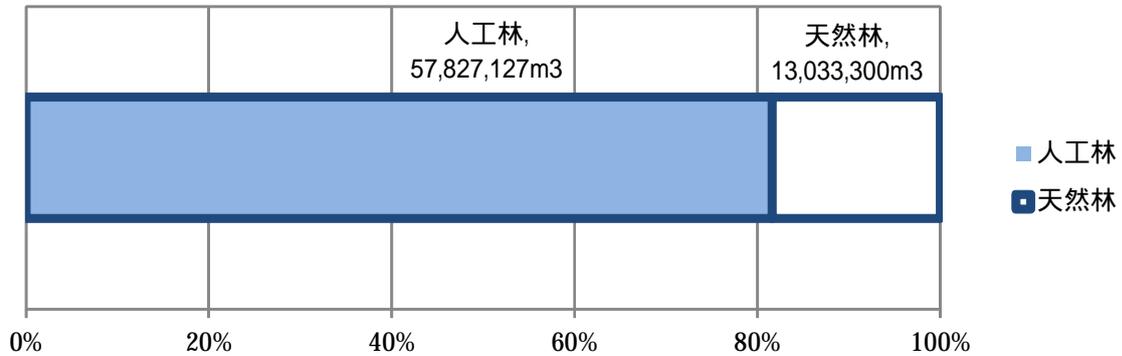


資料:森林・林業経営課

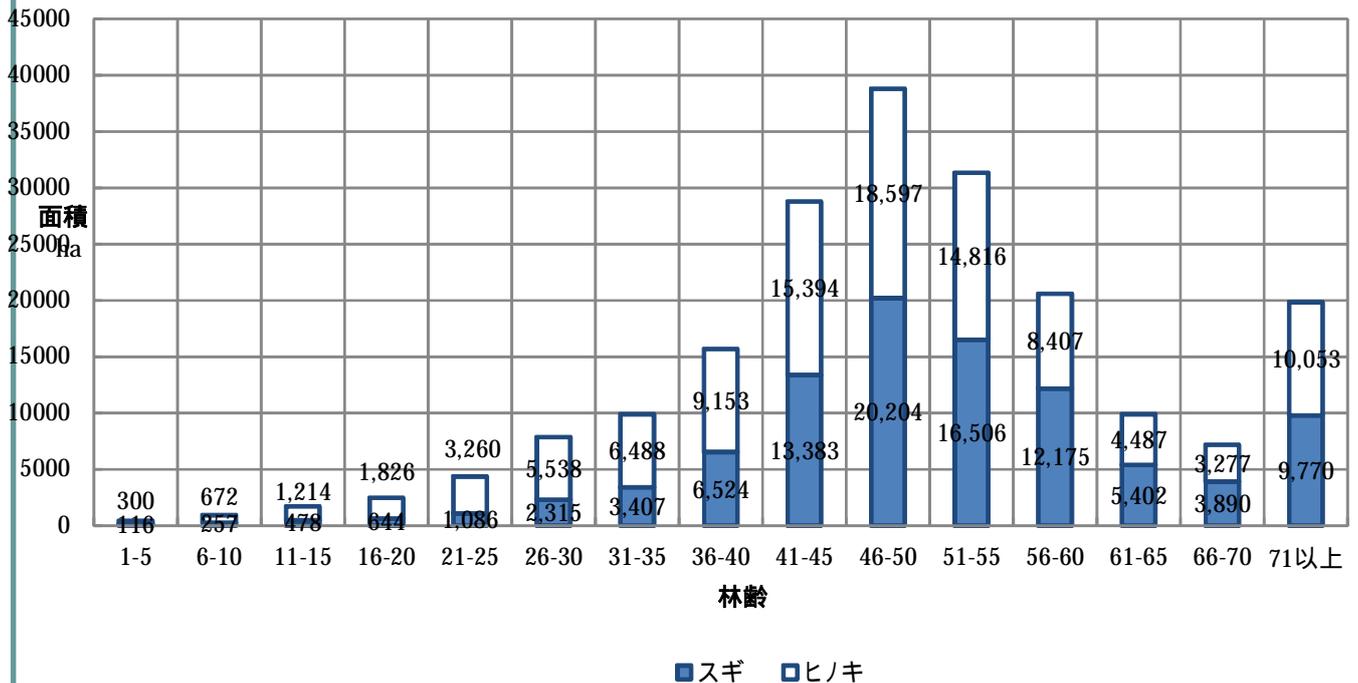
民有林林種別面積



民有林人工林・天然林別蓄積

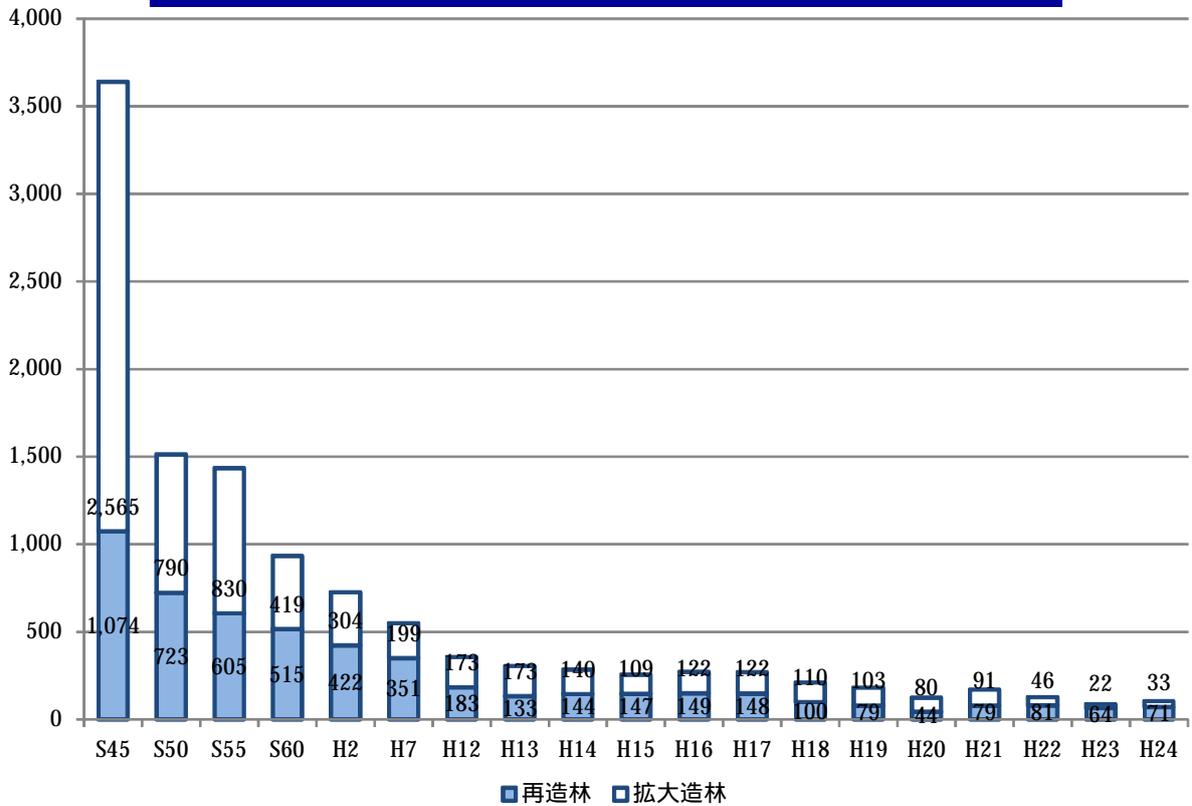


民有人工林スギ、ヒノキ林齢別面積



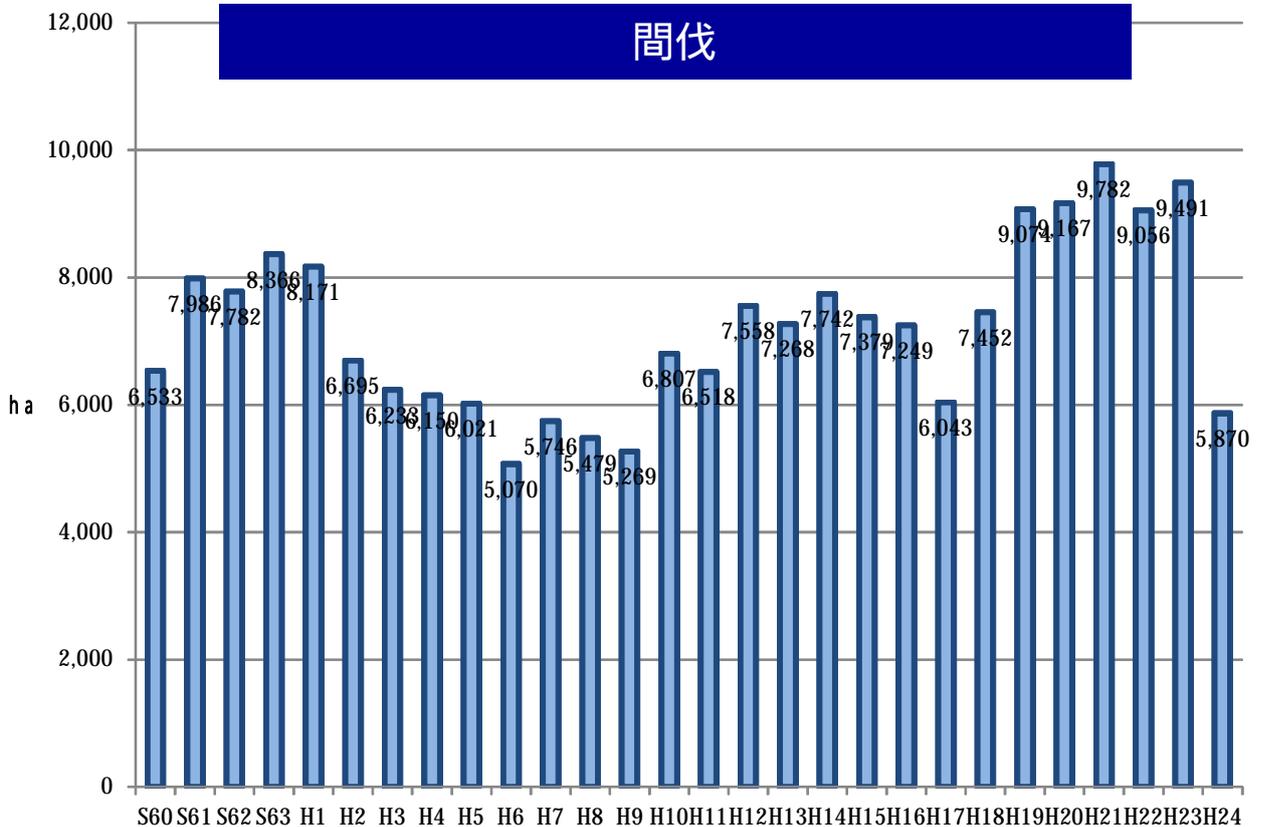
資料: 森林・林業経営課

造林



資料: 森林・林業経営課

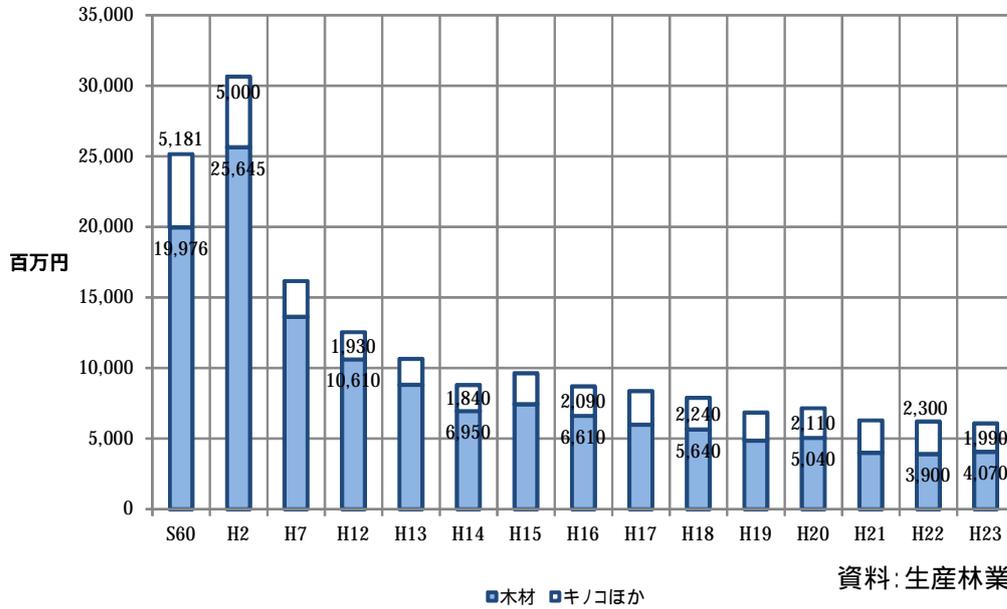
間伐



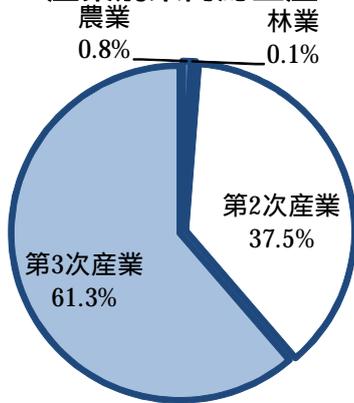
資料: 森林・林業経営課

林業経営

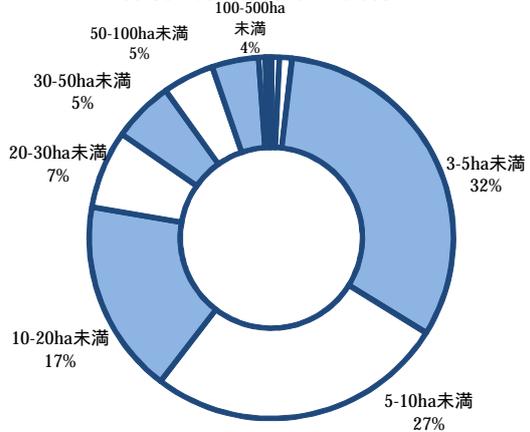
林業産出額の推移



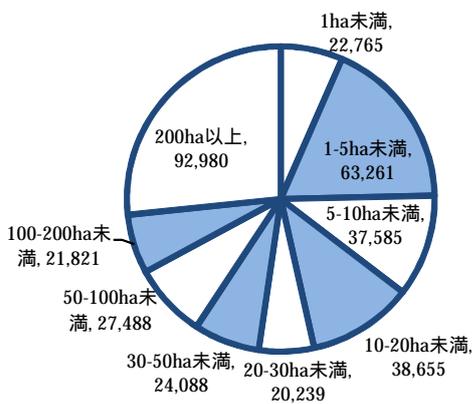
産業別県内総生産



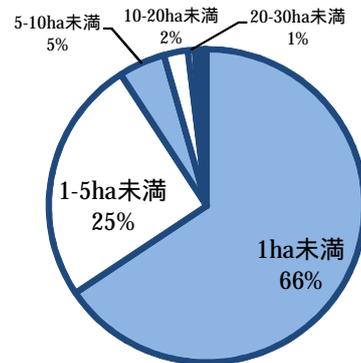
保有規模別林業経営体数



森林の所有規模別森林面積

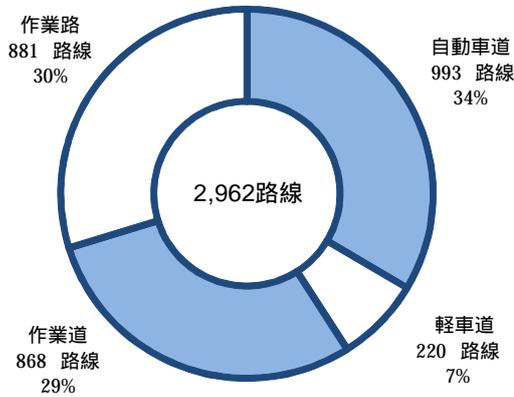


森林の所有規模別所有者数

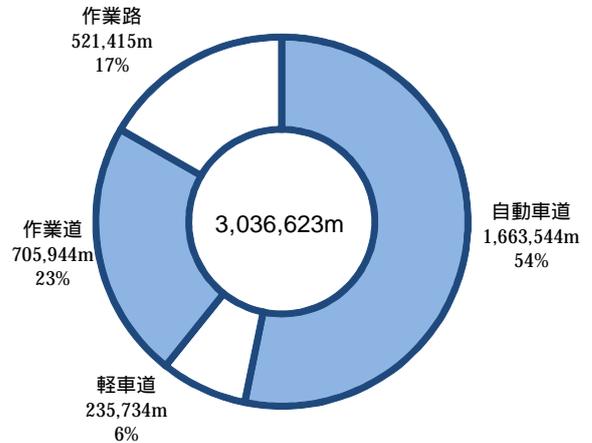


林道

林道種類別路線数



林道種類別延長

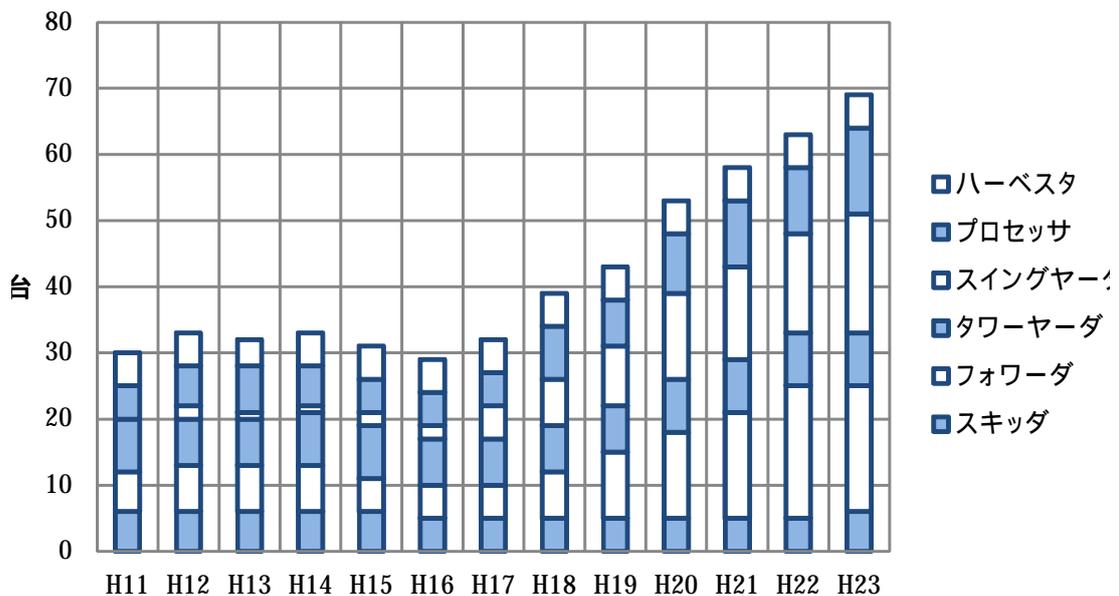


区分	延長 (km)	密度 (m/ha)	舗装延長 (km)	舗装率 (%)	備考
三重県	1,664	4.8	802	48.2	H23末現在
全国	88,513	5.1	38,868	43.9	H22末現在

林道延長は、林道のうち自動車道を記載
 三重県の数値は、三重県森林・林業統計書
 全国の数値は、民有林森林整備施策のあらまし

資料: 治山林道課

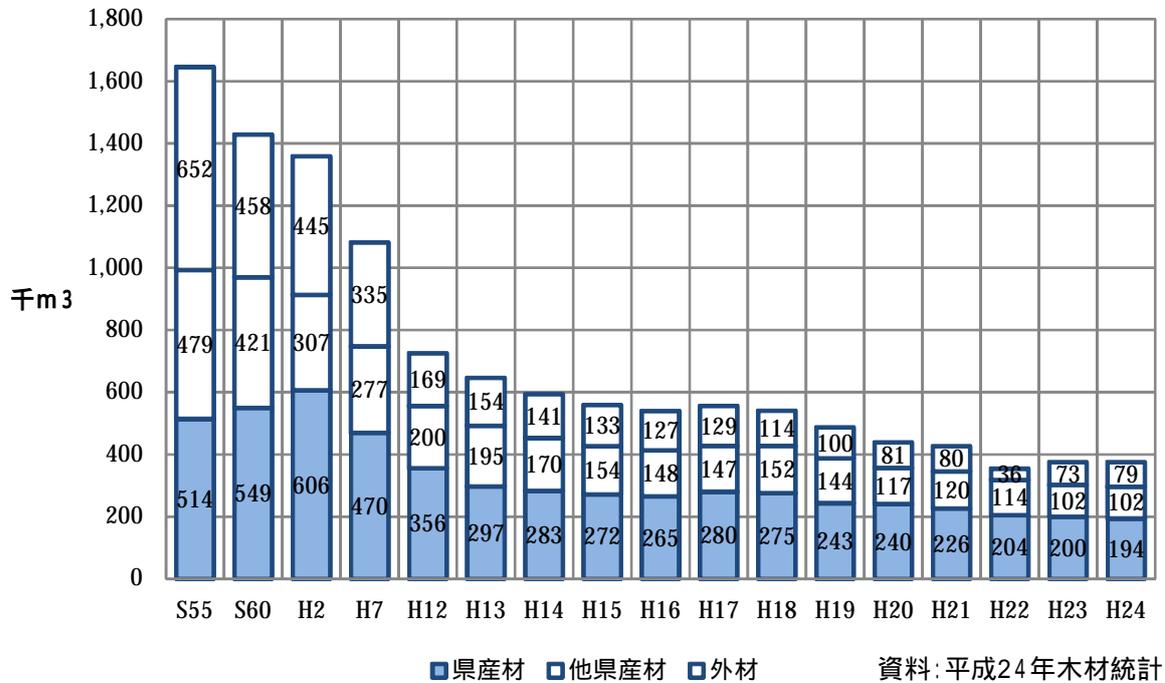
高性能林業機械等



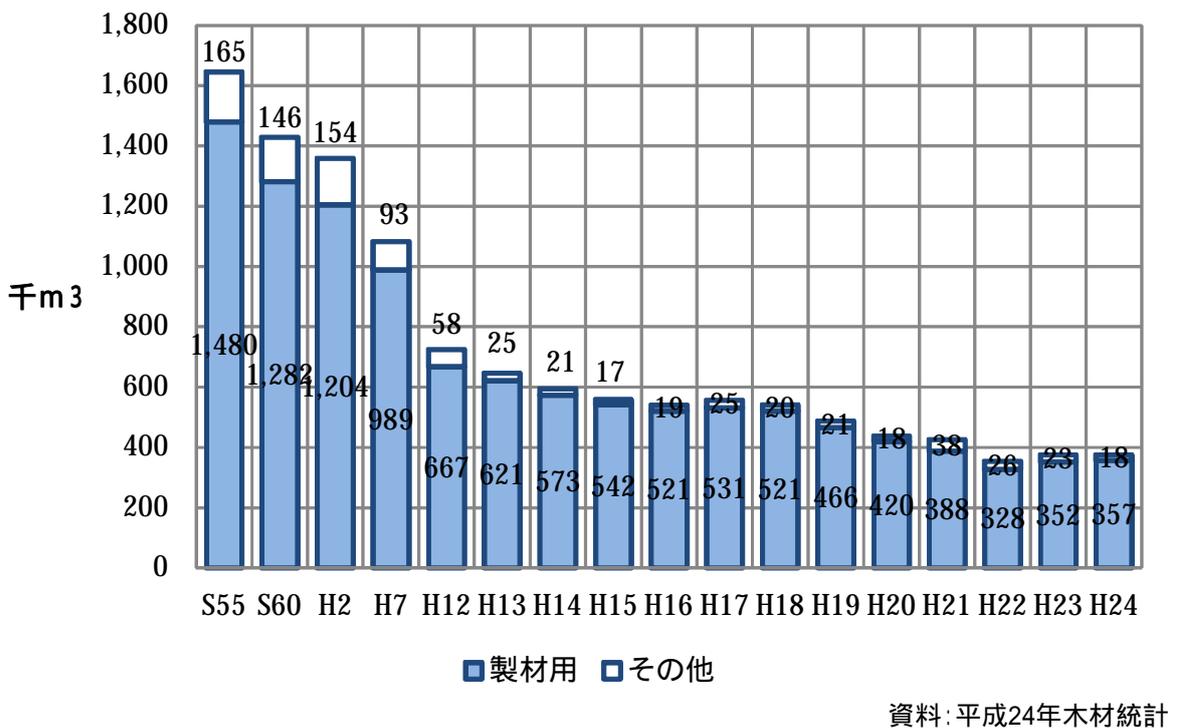
資料: 森林・林業経営課

木材需給量

木材供給量の推移

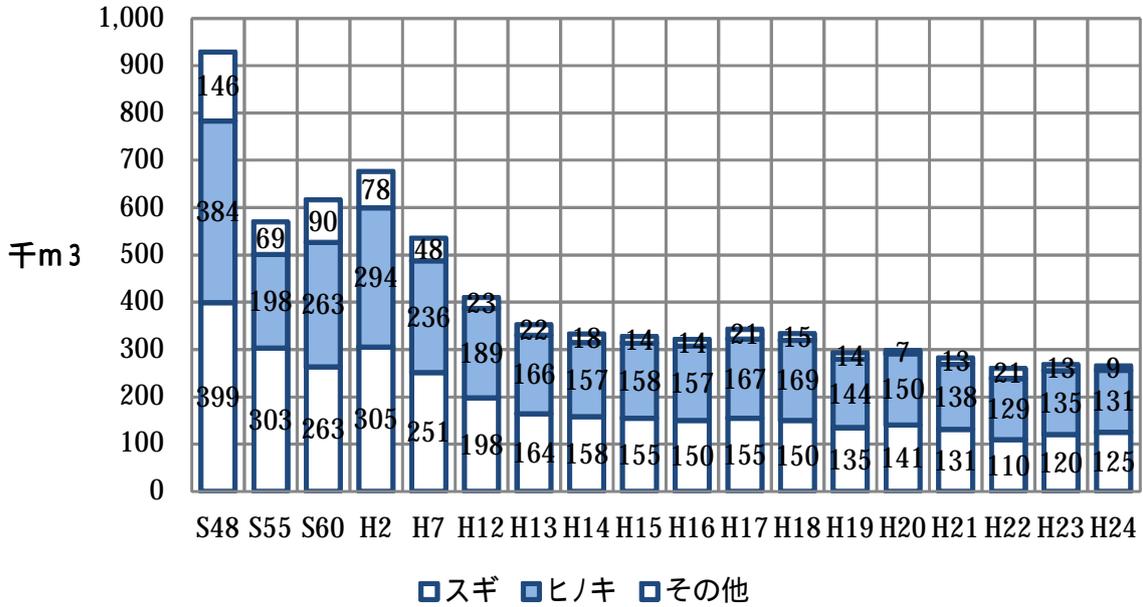


木材需要量の推移



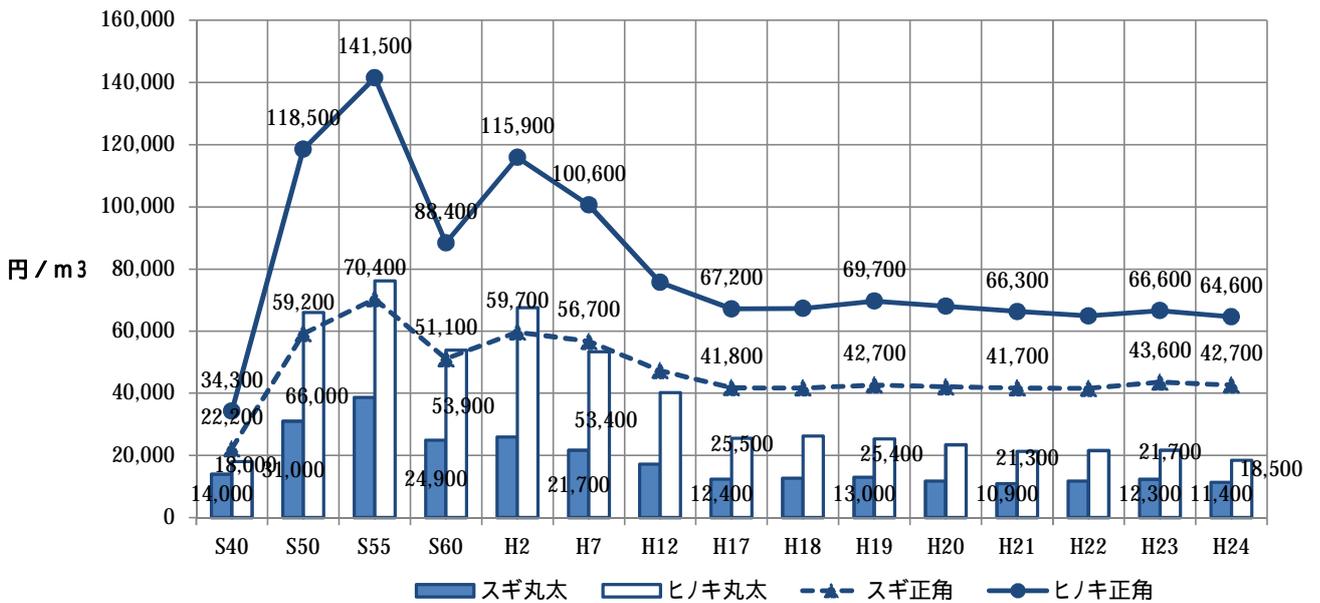
木材生産

素材生産量の推移



資料:平成24年木材統計

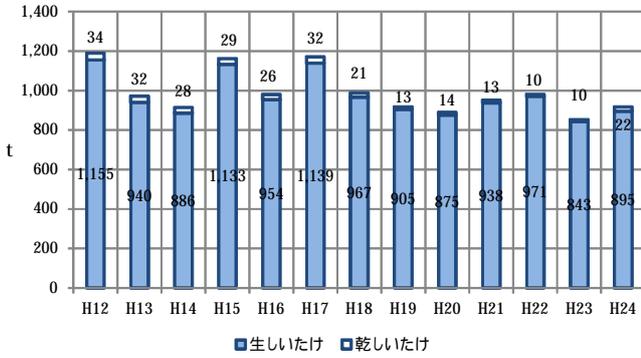
木材価格の推移



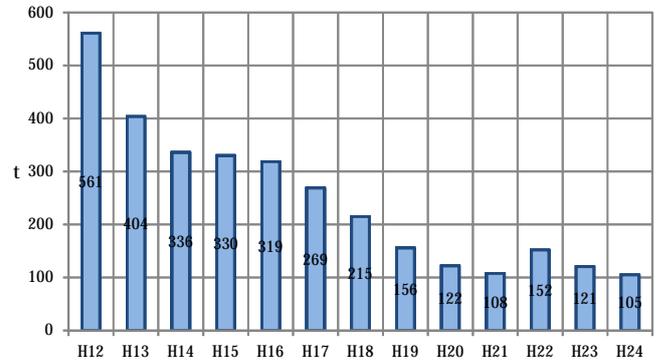
資料:森林・林業白書

特用林産物

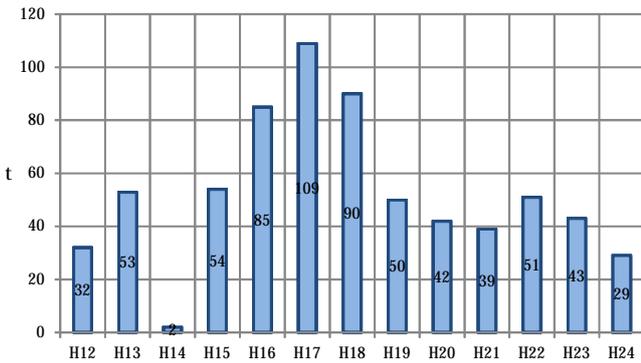
しいたけ生産量の推移



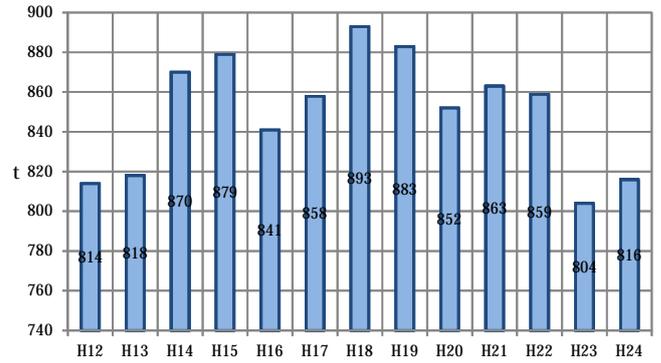
ひらたけ生産量の推移



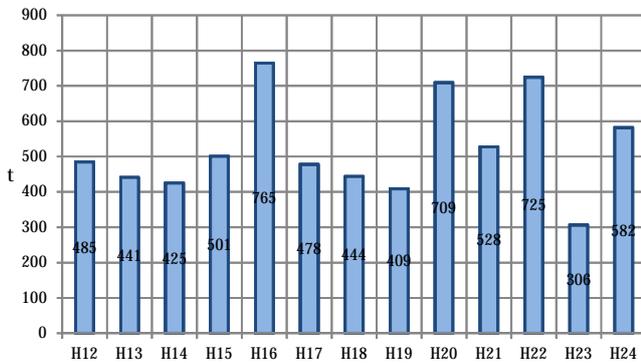
はたけしめじ生産量の推移



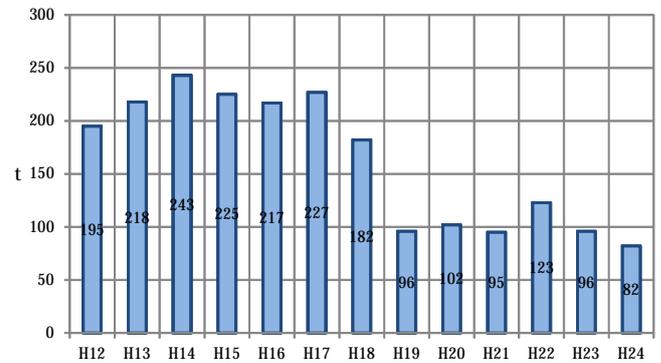
なめこ生産量の推移



たけのこ生産量の推移



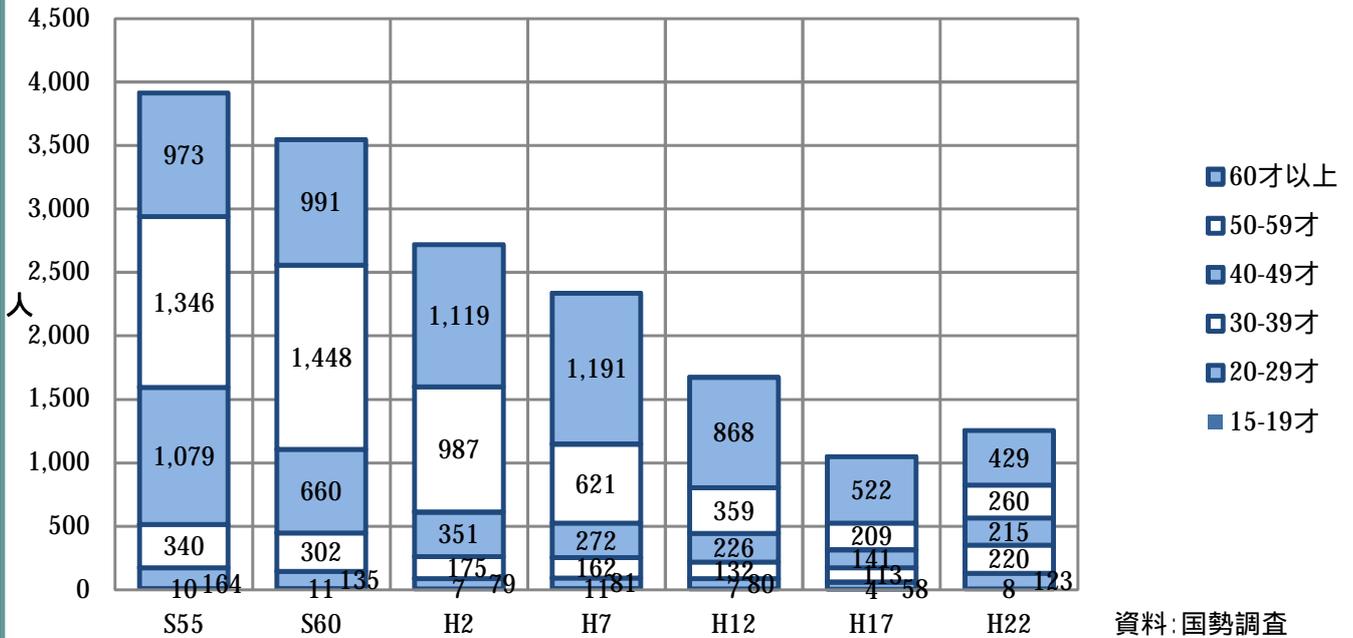
木炭生産量の推移



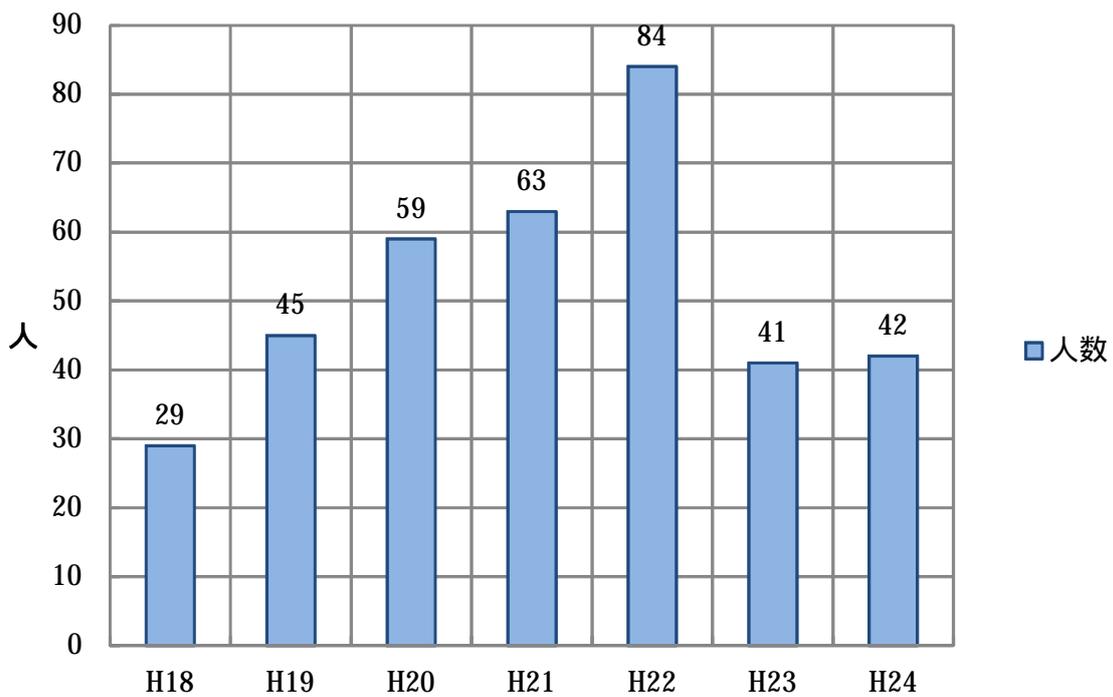
資料: 特用林産物需給動態調査

林業労働力

林業従事者数の推移

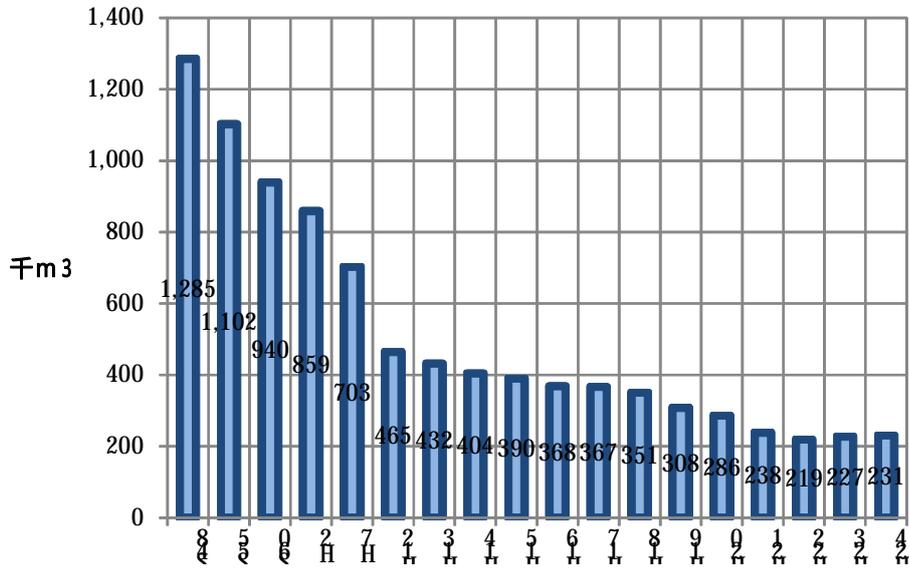


新規林業就業者数の推移



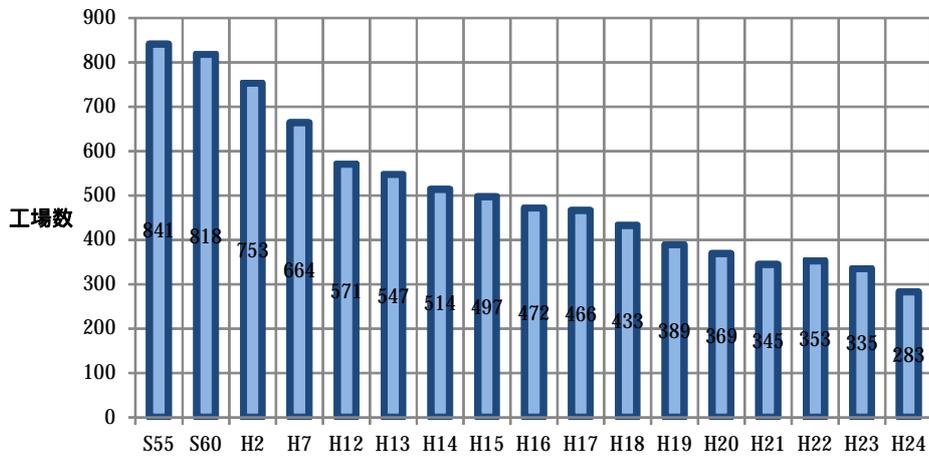
木材産業

製材出荷量の推移



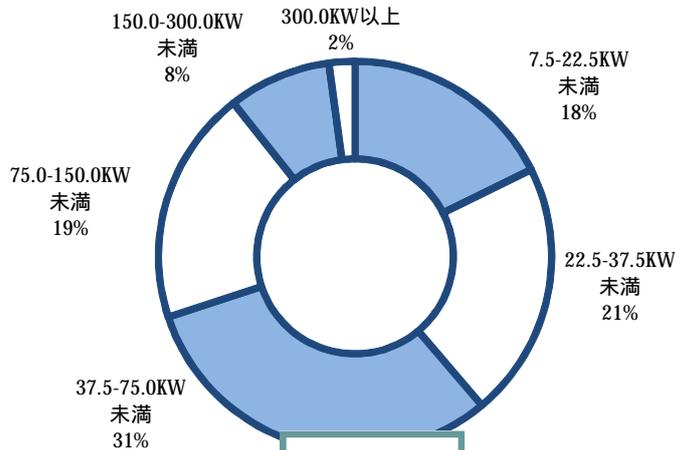
資料:平成24年木材統計

製材工場数の推移



資料:平成24年木材統計

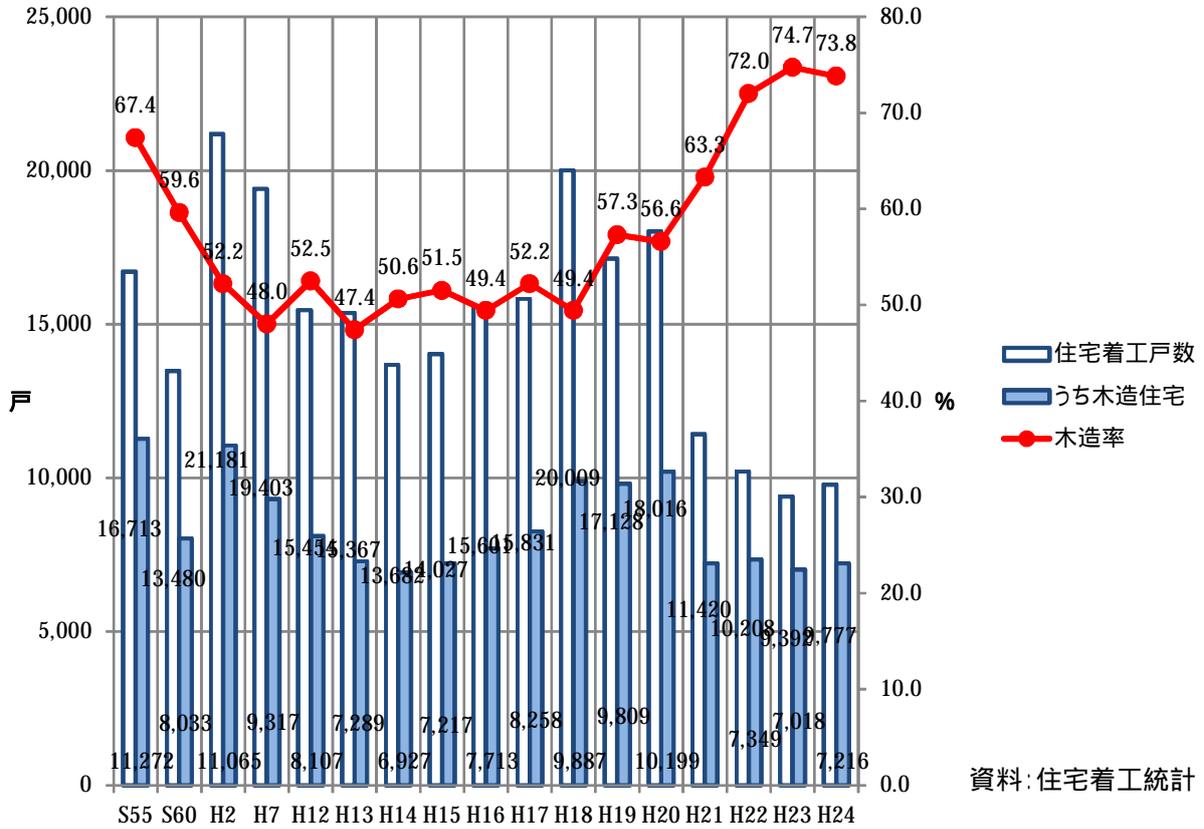
出力数別比率



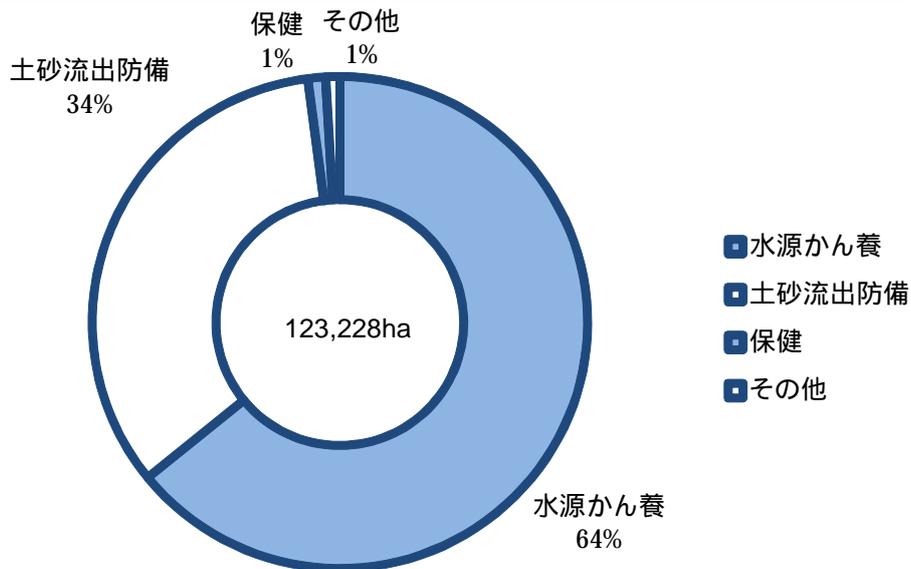
資料:平成24年木材統計

住宅着工戸数

新設住宅着工数の推移

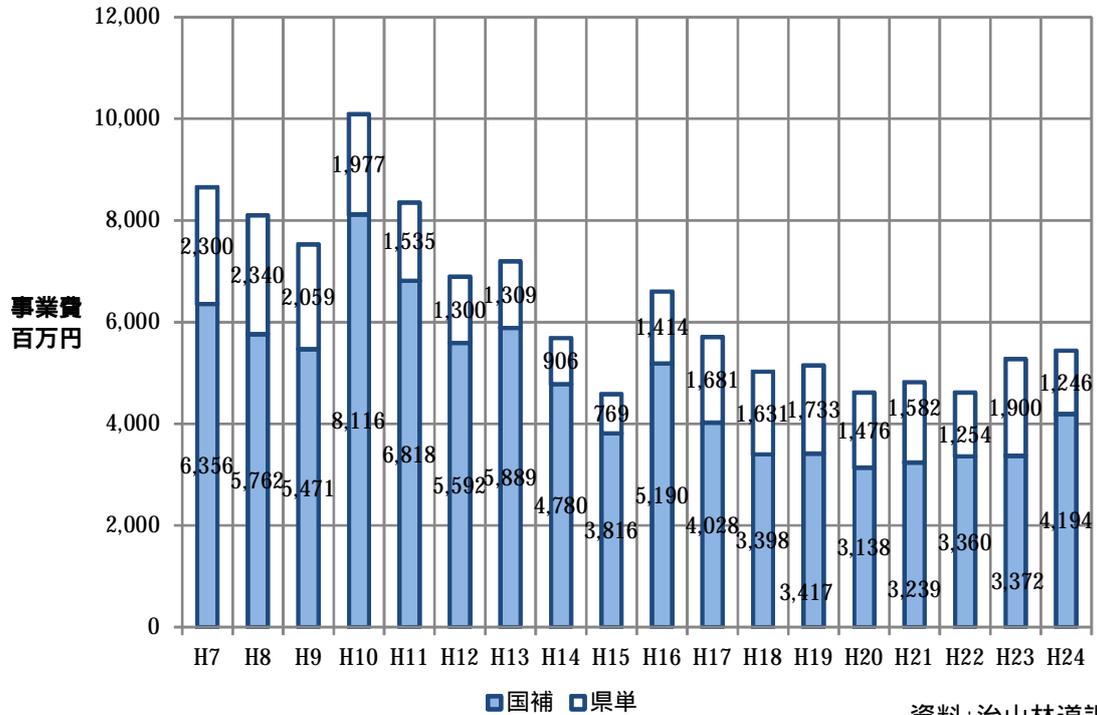


保安林



治山

治山事業の推移



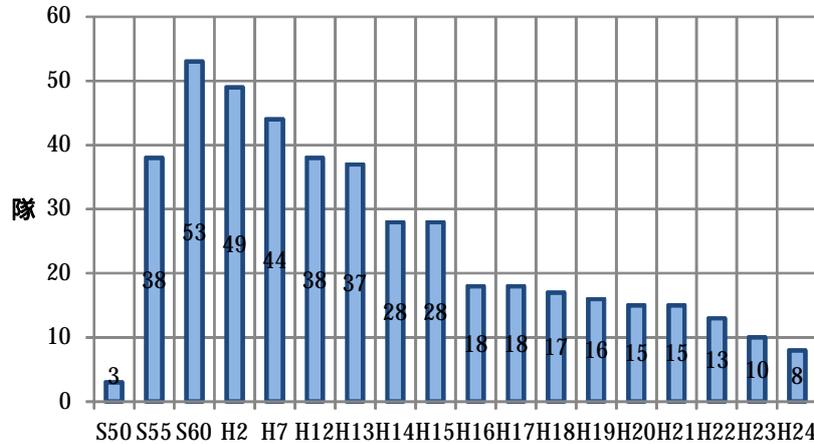
山地災害危険地区

区分	山腹崩壊	崩壊土砂流出	地すべり	計
既着手	841	1,056	13	1,910
未着手	1,132	909	0	2,041
合計	1,973	1,965	13	3,951
治山着手率	43%	54%	100%	48%

資料: 治山林道課

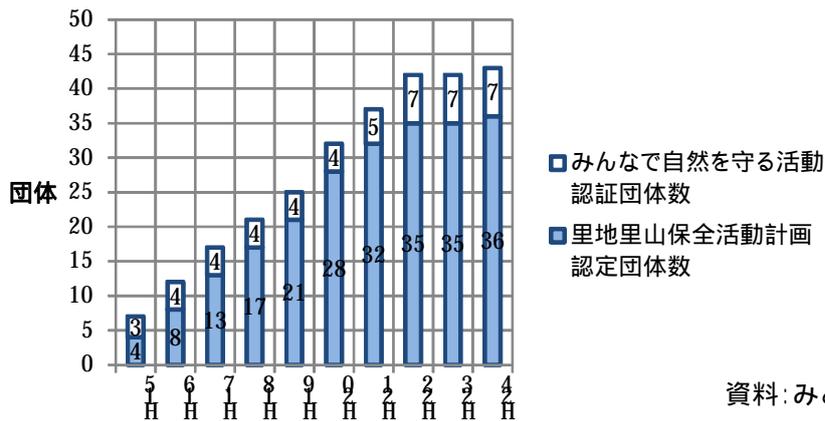
森林づくりへの参加

緑の少年隊数の推移



資料: みどり共生推進課

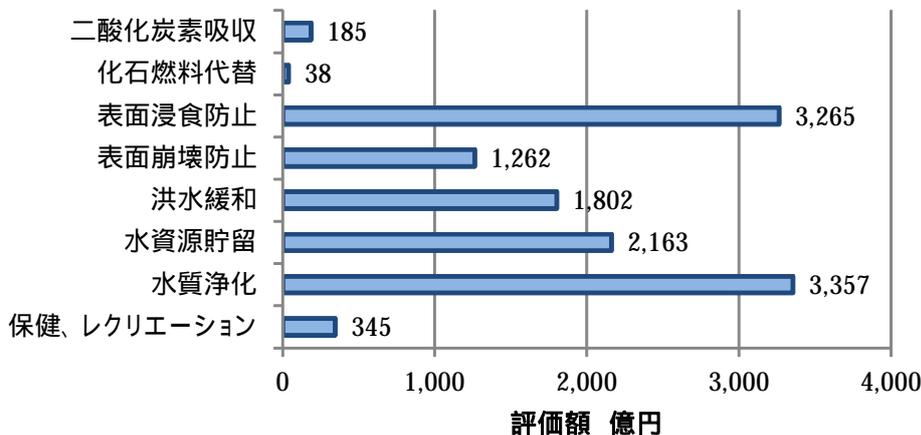
里地里山保全計画等の認定状況



資料: みどり共生推進課

森林の公益的機能の評価

三重県の評価額



資料: 日本学術会議が平成13年に農林水産省に答申した試算方法を参考に試算(平成17年7月)

三重の森林づくり実施状況(平成24年度版)

平成25年9月

三重県農林水産部森林・林業経営課

治山林道課

みどり共生推進課

〒514-8570津市広明町13番地

TEL 059-224-2564

FAX 059-224-2070